

セレブライフ・ストーリー
2015／2025／2035／2045／2055
追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2018年12月15日

SBIアセットマネジメント株式会社

セレブライフ・ストーリー
2015/2025/2035/2045/2055

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年12月14日に関東財務局長に提出しており、2018年12月15日にその効力が生じております。

委託会社における照会先
SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.sbiam.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））など値動きのある金融商品等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替変動リスクもあります。したがって、本ファンドは投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。本ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

<目次>

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
第2 管理及び運営	55
第3 ファンドの経理状況	61
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	108
第三部 委託会社等の情報	109
第1 委託会社等の概況	109

信託約款

発行者名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

セレブライフ・ストーリー2015
セレブライフ・ストーリー2025
セレブライフ・ストーリー2035
セレブライフ・ストーリー2045
セレブライフ・ストーリー2055

本ファンドは2015年、2025年、2035年、2045年、2055年をターゲットイヤー（安定運用開始時期）とする5つのファンドで構成されています。

これらを総称して「本ファンド」または「セレブライフ・ストーリー」といいます。また、それぞれを「各ファンド」、または「2015」、「2025」、「2035」、「2045」及び「2055」ということがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

セレブライフ・ストーリー2015	上限500億円
セレブライフ・ストーリー2025	上限500億円
セレブライフ・ストーリー2035	上限500億円
セレブライフ・ストーリー2045	上限500億円
セレブライフ・ストーリー2055	上限500億円

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(i) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(5) 【申込手数料】

① 通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が加算されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

2018年12月15日（土曜日）から2019年12月17日（火曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を經由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

(i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。

(ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

◎商品分類

セレブライフ・ストーリー2015

セレブライフ・ストーリー2025

セレブライフ・ストーリー2035

セレブライフ・ストーリー2045

セレブライフ・ストーリー2055

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／資産複合」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型))
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル(日本含む)
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり(適時ヘッジ)

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル		
大型株	年4回	(日本含む)		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	(適時ヘッジ)
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし
クレジット	()	中近東	ファンズ	
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型))				
資産複合				

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

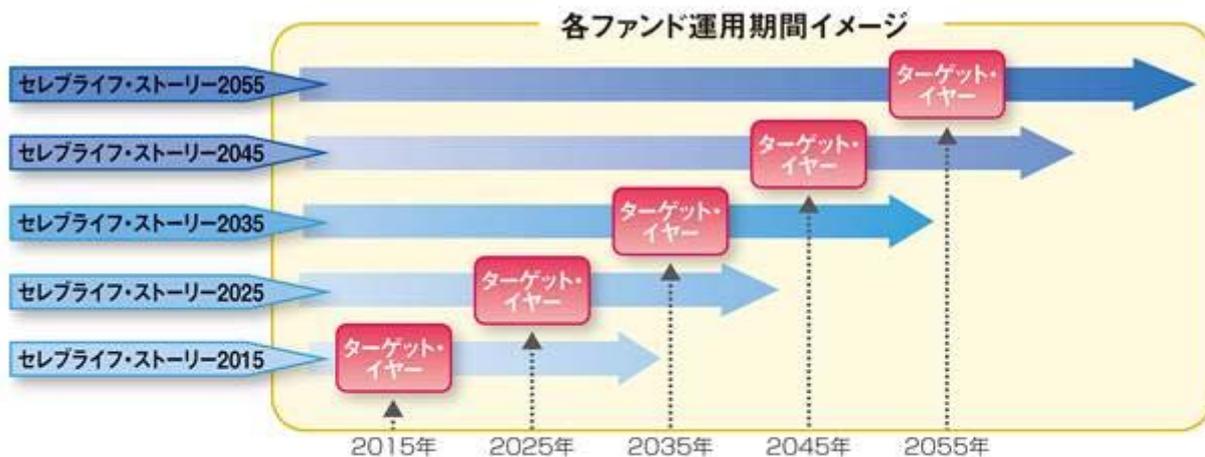
属性区分の定義

該当区分	区分の定義
<p>その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型))</p>	<p>目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産(株式、債券、不動産投信、その他資産)を投資対象とし、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものをいいます。本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産)資産配分変更型))と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。</p>
<p>年1回</p>	<p>目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。</p>
<p>グローバル (日本含む)</p>	<p>目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。</p>
<p>ファンド・オブ・ファンズ</p>	<p>目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託(ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く)をいいます。</p>
<p>為替ヘッジあり (適時ヘッジ)</p>	<p>目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち、適時ヘッジを行うものをいいます。</p>

③ファンドの特色

① ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）を想定した5種類のファンドから構成されています。

- 投資者が想定するターゲット・イヤーに合わせてファンドを選択できるように、ターゲット・イヤーを2015年、2025年、2035年、2045年、2055年とする5種類のファンドを用意しました。



② 主としてETF(上場投資信託)及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産(ヘッジファンド、コモディティ、リート(不動産投資信託))、日本債券及び世界の国債等、広範な各資産へ分散投資します。

※本ファンドが投資対象とするETF及び投資信託証券については、後述の「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

- 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。
- 本ファンドが組入れる投資対象ファンドに対し、為替ヘッジを行う場合があります。
なお、当初はヘッジファンド及びコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを行う方針です。
ただし、資金動向、市場動向等により、委託会社が適切と判断した場合には為替ヘッジを行う投資対象ファンドを変更する場合があります。

③ ターゲット・イヤー(安定運用開始時期)に向けて、安定性資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

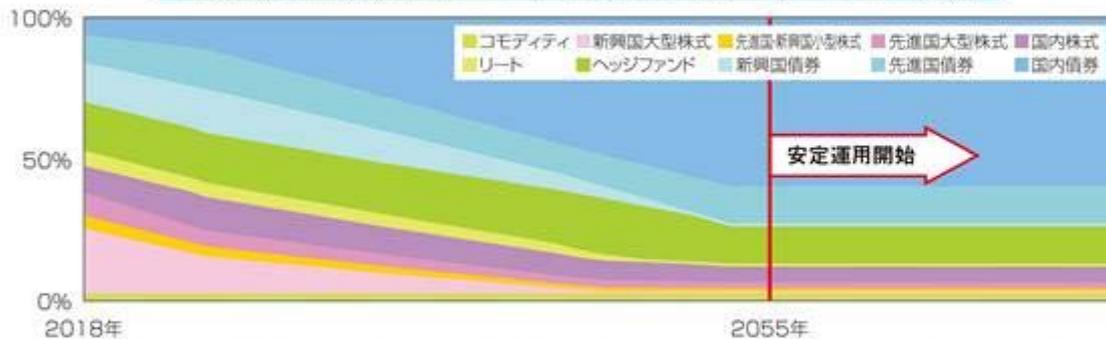
ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産(株式等)への投資割合を徐々に減らし、安定性資産(債券等)の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

※市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3か月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

※基本投資割合の変更を、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

※また、投資対象とする資産または投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。(原則としてターゲット・イヤーを迎え安定運用となったファンドは除きます。)

基本投資割合推移のイメージ「セレブライフ・ストーリー2055」の例



※上記の図は、基本投資割合をもとにしたイメージ図であり、実際に上記のような運用を行うことを保証するものではありません。

④ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

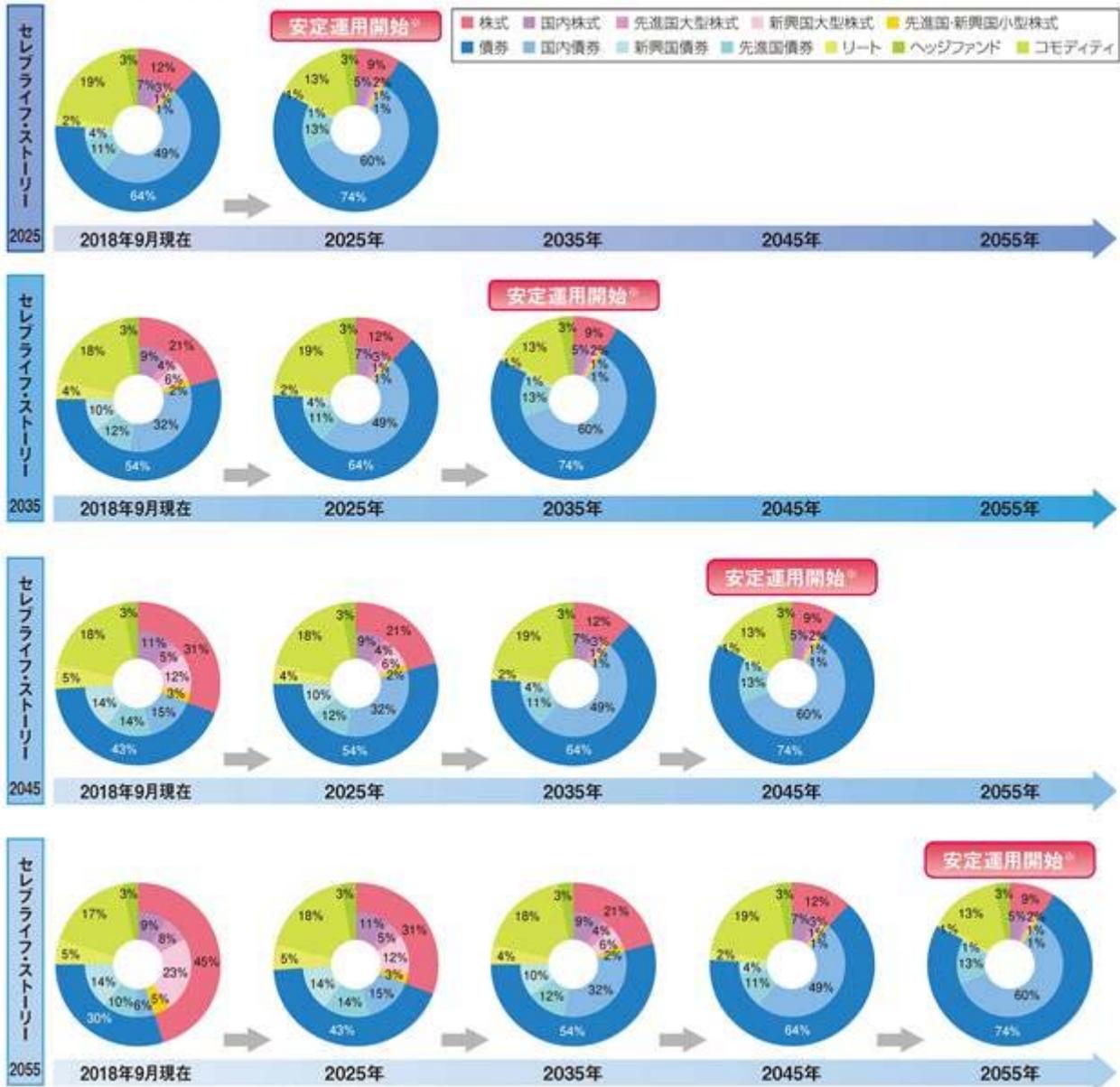
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社

世界27拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。グローバルな調査体制を活かして株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。契約資産残高約1,444億円(2018年9月末現在)

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

● セレブライフ・ストーリーの基本投資割合の変化

※セレブライフ・ストーリー-2015は2015年9月15日より安定運用を開始しています。



※各ファンドのターゲット・イヤーの決算日の翌日を「安定運用開始時期」とします。

・上記の図は、現時点で決定している基本投資割合であり、市況動向等によって組入比率等が変更される場合があります。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは、現時点において以下の通りです。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。また、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産または投資スタイルを見直す場合があります。

(凡例)

1.ファンド名
2.資産の種類・分類
3.連動する指数
4.委託会社

*各投資対象ファンドが連動する指数については次ページをご確認ください。

株式		
国内	先進国	新興国 [®]
1.上場インデックスファンドTOPIX 2.国内株式 3.TOPIX(東証株価指数) 4.日興アセットマネジメント株式会社	1.シュワブU.S.ラージキャップETF 2.先進国大型株式 3.ダウジョーンズU.S.ラージキャップ・トータル・ストック・マーケット・インデックス 4.Charles Schwab & Co.,Inc.	1.バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF 2.新興国大型株式 3.FTSE エマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックス 4.The Vanguard Group,Inc.
	1.バンガード・FTSE・ヨーロッパETF 2.先進国大型株式 3.FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックス 4.The Vanguard Group,Inc.	先進国・新興国 1.バンガード・スモールキャップETF 2.先進国小型株式 3.CRSP US スモールキャップ・インデックス 4.The Vanguard Group,Inc.
	1.iシェアーズ MSCI パシフィック(除く日本)ETF 2.先進国大型株式 3.MSCI パシフィック・エクス・ジャパン・インデックス 4.BlackRock,Inc.	1.バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スモールキャップETF 2.先進国・新興国小型株式 3.FTSEグローバルスモールキャップ(除く米国)インデックス 4.The Vanguard Group,Inc.

債券		
国内	先進国	新興国
1.MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定) 2.国内債券 3.NOMURA-BPI総合インデックス 4.三菱UFJ国際投信株式会社	1.MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定) 2.先進国債券 3.FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース) 4.三菱UFJ国際投信株式会社	1.バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF 2.新興国債券 3.ブルームバーグ・パークレイズ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス 4.The Vanguard Group,Inc.

オルタナティブ		
ヘッジファンド	コモディティ	リート
1.IQ ヘッジ マルチストラテジー トロッカーETF 2.ヘッジファンド 3.IQ ヘッジ マルチストラテジー インデックス 4.IndexIQ Advisors LLC	1.iシェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト 2.コモディティ 3.S&P GSCI トータル・リターン指数 4.BlackRock,Inc.	1.シュワブU.S.リートETF 2.先進国リート 3.ダウジョーンズU.S.セレクト・REITインデックス 4.Charles Schwab & Co.,Inc.
	1.iシェアーズ ゴールド・トラスト 2.コモディティ 3.LBMA金価格 4.BlackRock,Inc.	

※新興国株式の投資対象ファンドにつきまして、2018年12月15日から「SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETF」へ入替える予定です。

各投資対象ファンドが連動する指数について

TOPIX(東証株価指数)	TOPIX(東証株価指数)とは、東証市場第一部に上場しているすべての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした、時価総額加重型の株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
ダウジョーンズU.S.ラージキャップ・トータル・ストック・マーケット・インデックス	ダウジョーンズU.S.ラージ・キャップ・トータル・ストック・マーケット・インデックスとは、S&Pダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で、米国株式市場の大型株で構成される株価指数です。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&Pダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。
FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックス	FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックスとは、FTSE社が算出する指数で欧州先進諸国の大型、中型、小型株で構成される指数です。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。
MSCI パシフィック・エクス・ジャパン・インデックス	MSCI パシフィック・エクス・ジャパン・インデックスとは、MSCI社が算出する指数で日本を除く太平洋地域の先進国の株式で構成される指数です。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。
FTSE エマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックス	FTSE エマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックスとは、FTSE社が算出する指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。
CRSP US スモールキャップ・インデックス	CRSP US スモールキャップ・インデックスとは、シカゴ大学証券価格調査センター(CRSP)が開発した指数で米国小型株市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はCRSPIに帰属します。
FTSE グローバル・スモールキャップ(除く米国)インデックス	FTSE グローバル・スモールキャップ(除く米国)インデックスとは、FTSE社が算出する指数で米国を除く世界の小型株市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。
NOMURA-BPI総合インデックス	NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均し円ベースで表示した債券指数です。同指数に対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
ブルームバーグ・パークレイズ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス	ブルームバーグ・パークレイズ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスとは、パークレイズ社が開発した指数で新興市場国政府、政府機関、及び国有企業が発行体であり残存期間が1年超の米ドル建て債券で構成される指数です。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はブルームバーグ社に帰属します。
IQ ヘッジ マルチストラテジーインデックス	IQ ヘッジ マルチストラテジー インデックスとは、インデックスIQ社が開発した指数で様々なヘッジファンドの戦略を組み合わせたリスク調整後の投資成果と同水準の動きを表す指数です。同指数の維持・算出はS&P社が行い、同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はインデックスIQ社に帰属します。
S&P GSCIトータル・リターン指数	S&P GSCI トータル・リターン指数とは、コモディティ価格のベンチマークとして1991年にゴールドマン・サックスにより開発された指数であり、コモディティ市場の総合的な動向を表す指数です。2007年にS&P社に買収され、現在の名称に変更されました。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P社に帰属します。
LBMA金価格	LBMA金価格とは、市場での現物の金地金の取引価格を表します。ロンドン市場における取引価格が金地金価格の国際的な指標となります。
ダウジョーンズU.S.セレクト・REITインデックス	ダウジョーンズU.S.セレクト・REITインデックスとは、CMEグループが算出する指数で米国REIT市場全体の動きを表す指数です。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はCMEグループに帰属します。

④信託金の限度額

2015	上限500億円
2025	上限500億円
2035	上限500億円
2045	上限500億円
2055	上限500億円

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2012年1月23日	2015、2025、2035、2045、2055、各ファンドについて信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2012年12月15日	ファンド名称を「セレブライフ・ストーリー2015／セレブライフ・ストーリー2025／セレブライフ・ストーリー2035／セレブライフ・ストーリー2045／セレブライフ・ストーリー2055」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

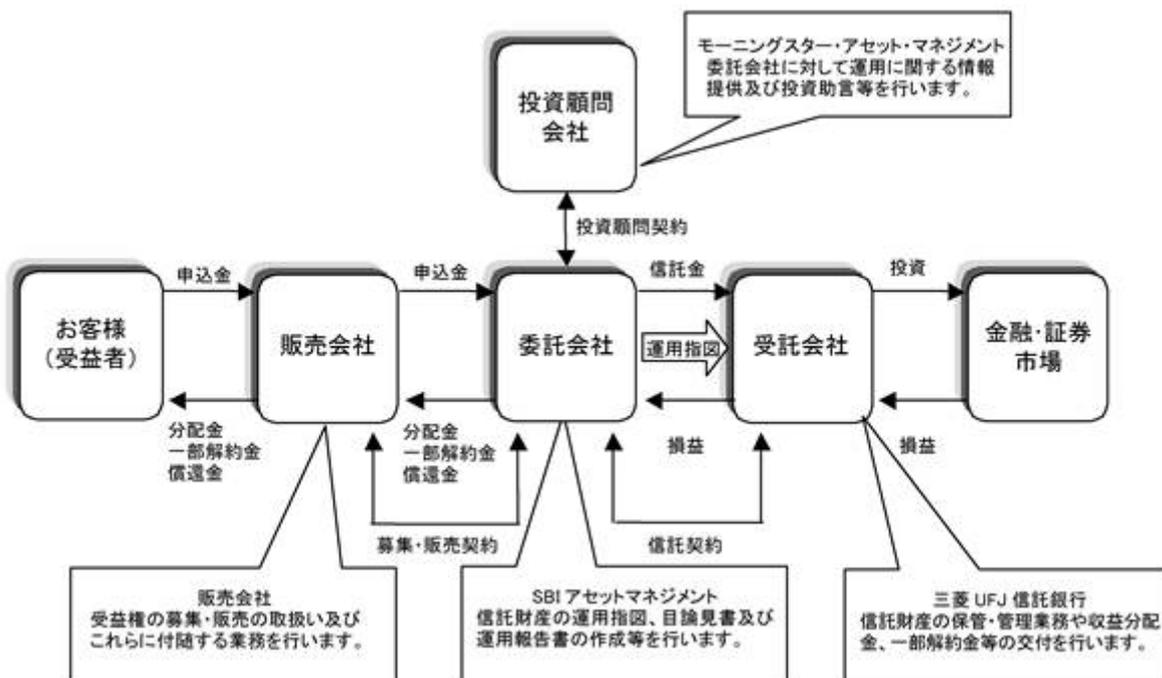
①ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



※投資対象ファンドは今後変更する場合があります。

②委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本スタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

③委託会社の概況 (2018年9月末日現在)

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2012年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

1986年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
2002年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更
2005年 7月 1日	S B I アセットマネジメント株式会社に商号を変更
2007年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

(iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(各ファンド共通)

1. 基本方針

ターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

2. 運用方法

(i)投資対象

主としてETF（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））、日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするETF（上場投資信託）及び投資信託証券は後述（2）投資対象の参考情報「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。なお、それらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

(ii)投資態度

- ① ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。
- ② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得を目指します。
- ③ 2018年9月末日現在の投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。

※基本投資割合は各ファンドで異なります。

ファンド名称	2015	2025	2035	2045	2055
ターゲット・イヤー	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年
連動する投資対象	基本資産配分 (%)				
日本の株価指数	5%	7%	9%	11%	9%
先進国の大型株式指数	2%	3%	4%	5%	8%
新興国の大型株式指数	1%	1%	6%	12%	23%
先進国・新興国の 小型株式指数	1%	1%	2%	3%	5%
新興国の債券指数	1%	4%	10%	14%	14%
先進国の債券指数	13%	11%	12%	14%	10%
日本の債券指数	60%	49%	32%	15%	6%
リート指数	1%	2%	4%	5%	5%
ヘッジファンド指数	3%	3%	3%	3%	3%
コモディティ指数	13%	19%	18%	18%	17%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

<ご参考 当初設定時の基本投資割合>

ファンド名称	2015	2025	2035	2045	2055
ターゲット・イヤー	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年
連動する投資対象	基本資産配分 (%)				
日本の株価指数	2%	3%	4%	5%	8%
先進国の大型株指数	4%	5%	6%	8%	11%
先進国の小型株指数	2%	2%	3%	3%	6%
新興国の大型株式指数	11%	17%	22%	27%	40%
新興国の小型株式指数	3%	4%	5%	7%	10%
新興国の債券指数	8%	11%	13%	16%	0%
先進国の債券指数	4%	5%	7%	8%	0%
日本の債券指数	51%	36%	19%	1%	0%
リート指数	5%	6%	8%	10%	10%
ヘッジファンド指数	5%	6%	8%	10%	10%
コモディティ指数	5%	5%	5%	5%	5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

各ファンドのターゲット・イヤーの決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を69%程度とし運用を行います。（当初設定時）

- ④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。
 - ⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。
 - ⑥ 投資対象とする資産または投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。（ターゲット・イヤーを迎え安定運用となったファンドは除きます。）
 - ⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。
 - ⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。
 - ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。
 - ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
 - ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
 - ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- なお、市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

(各ファンド共通)

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 運用の指図範囲(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定めるETF（上場投資信託）及び投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ④ 前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報〕

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは以下の通りです。ただし、今後投資対象から外れたり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。また、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産または投資スタイルを見直す場合があります。

■国内株式

ファンド名称	上場インデックスファンドTOPIX
ファンドの目的	TOPIX(東証株価指数)に連動する投資成果を目指します。
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社

■先進国株式 (大型)

ファンド名称	シュワブU. S. ラージキャップETF
ファンドの目的	ダウジョーンズU. S. ラージキャップ・トータル・ストック・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	Charles Schwab & Co., Inc.

■先進国株式 (大型)

ファンド名称	バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
ファンドの目的	FTSE欧州先進国オールキャップ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group, Inc.

■先進国株式 (大型)

ファンド名称	iシェアーズ MSCI パシフィック (除く日本) ETF
ファンドの目的	MSCI パシフィック・エクス・ジャパン・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	BlackRock, Inc.

■新興国株式 (大型)

ファンド名称	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
ファンドの目的	F T S E エマージング・マーケット・オールキャップ (含む中国A株) インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group Inc

■先進国株式 (小型)

ファンド名称	バンガード・スモールキャップETF
ファンドの目的	C R S P U S スモールキャップ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group Inc

■先進国・新興国株式 (小型)

ファンド名称	バンガード・FTSE・オールワールド (除く米国) スモールキャップETF
ファンドの目的	FTSEグローバル・スモールキャップ (除く米国) インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group Inc

■国内債券

ファンド名称	MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)
ファンドの目的	NOMURA-BPI総合インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社

■先進国債券

ファンド名称	MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)
ファンドの目的	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) に連動する投資成果を目指します。
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社

■新興国債券

ファンド名称	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
ファンドの目的	ブルームバーグ・バークレイズ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group, Inc.

■ヘッジファンド

ファンド名称	IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF
ファンドの目的	IQ ヘッジ マルチストラテジー インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	IndexIQ Advisors LLC

■コモディティ

ファンド名称	iシェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト
ファンドの目的	S&P GSCI トータル・リターン指数に連動する投資成果を目指します。
委託会社	BlackRock Inc

■コモディティ

ファンド名称	iシェアーズ ゴールド・トラスト
ファンドの目的	LBMA金価格に連動する投資成果を目指します。
委託会社	BlackRock Inc

■リート

ファンド名称	シュワブU.S. リートETF
ファンドの目的	ダウジョーンズU.S. セレクト・REITインデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	Charles Schwab & Co., Inc.

※ 上記は本書提出日現在の概要であり、今後、該当項目の内容が変更される場合があります。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、最高運用責任者（1名）、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

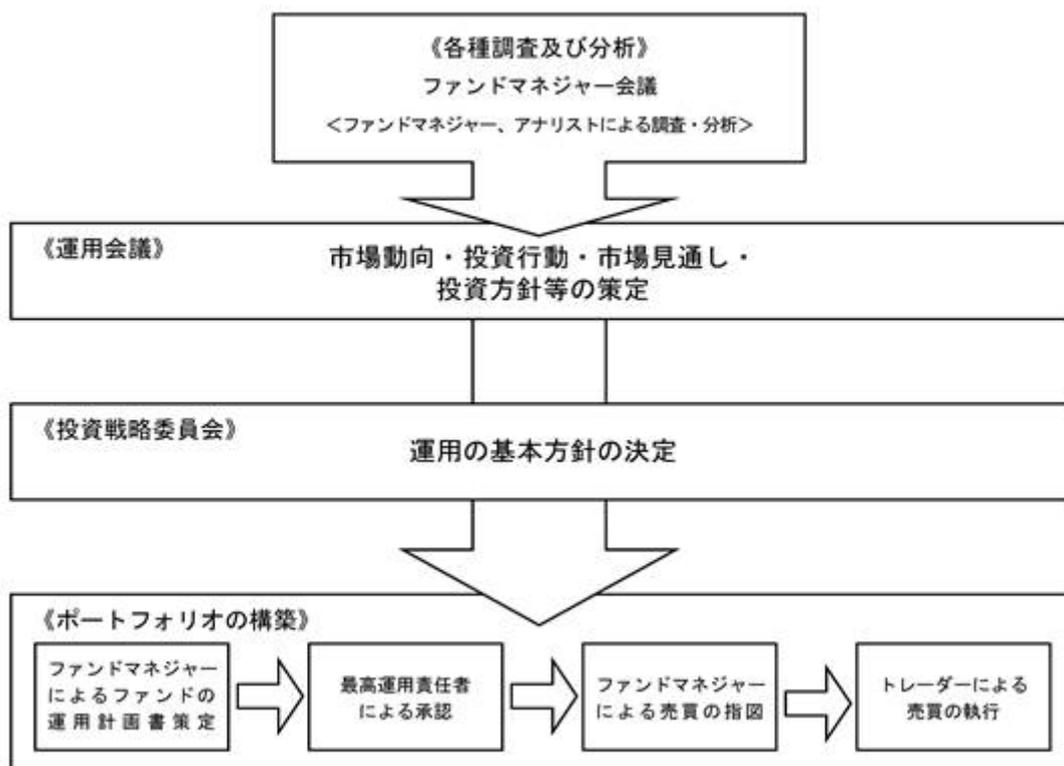
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回決算（毎年9月14日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ③ 収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (i) 分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- (iii) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

(各ファンド共通)

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- (i) 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
- (ii) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (iii) 株式への直接投資は行いません。
- (iv) 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (v) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

- (i) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (ii) 外国為替予約取引の指図及び範囲(信託約款第21条)
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

④ その他

(i) 資金の借入れ(信託約款第27条)

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

本ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））など値動きのある金融商品等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替変動リスクもあります。したがって、本ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

本ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまいうリスクをいいます。本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じてわが国及び海外の株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド・コモディティ、リート（不動産投資信託））・短期金融商品に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、本ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

- ・ 株価変動リスク

一般に株価は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 債券価格変動リスク

債券（公社債等）は、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ リート（不動産投資信託）の価格変動リスク

一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ ヘッジファンドに投資するリスク

本ファンドが投資対象とする「IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF」は「IQ ヘッジ マルチストラテジー インデックス」をベンチマークとして値動きするため、当該インデックスのヘッジファンドマネージャーが採用する戦略等の影響を受けます。これらによって、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ コモディティ投資リスク
一般にコモディティ価格は商品の需給や金利変動、天候、景気、農業生産、政治・経済情勢及び政策等の影響を受け変動します。これらにより、本ファンドの基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
- ・ カントリーリスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が高いこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。
- ・ 信用リスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

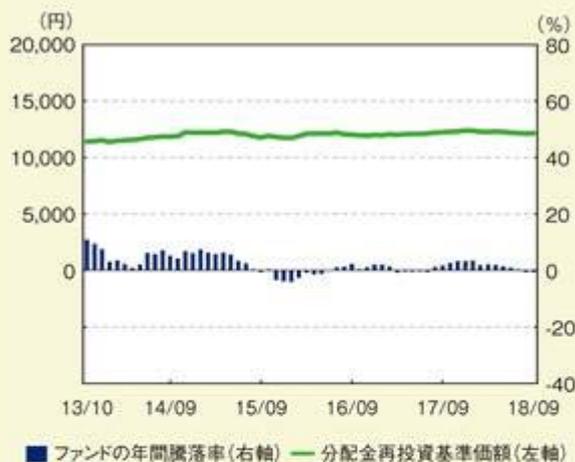
(参考情報)

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

〈セレブライフ・ストーリー-2015〉

● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年10月～2018年9月



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

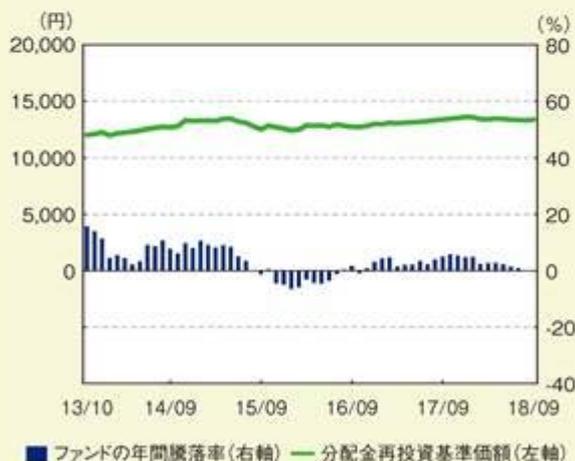
ファンド：2013年10月～2018年9月
代表的な資産クラス：2013年10月～2018年9月



〈セレブライフ・ストーリー-2025〉

● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年10月～2018年9月



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2013年10月～2018年9月
代表的な資産クラス：2013年10月～2018年9月



* 分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示します。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
* 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をいたしません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈セレブライフ・ストーリー2035〉

● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年10月～2018年9月



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

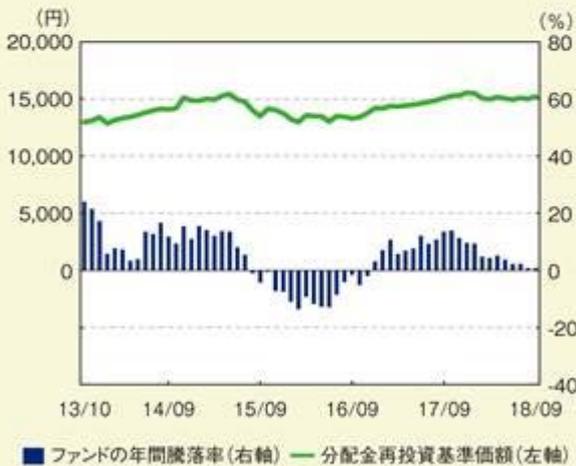
ファンド：2013年10月～2018年9月
代表的な資産クラス：2013年10月～2018年9月



〈セレブライフ・ストーリー2045〉

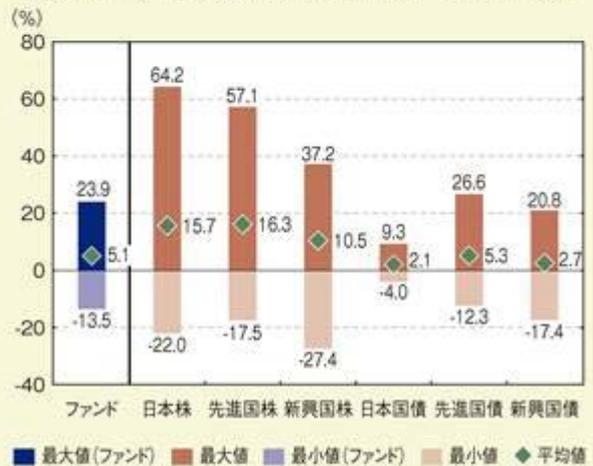
● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年10月～2018年9月



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2013年10月～2018年9月
代表的な資産クラス：2013年10月～2018年9月



* 分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示します。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈セレブライフ・ストーリー2055〉

● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年10月～2018年9月



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2013年10月～2018年9月
代表的な資産クラス：2013年10月～2018年9月



* 分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示します。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株……………MSCI KOKUSAI・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株……………MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債……………NOMURA-BPI国債
 - 先進国債……………FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

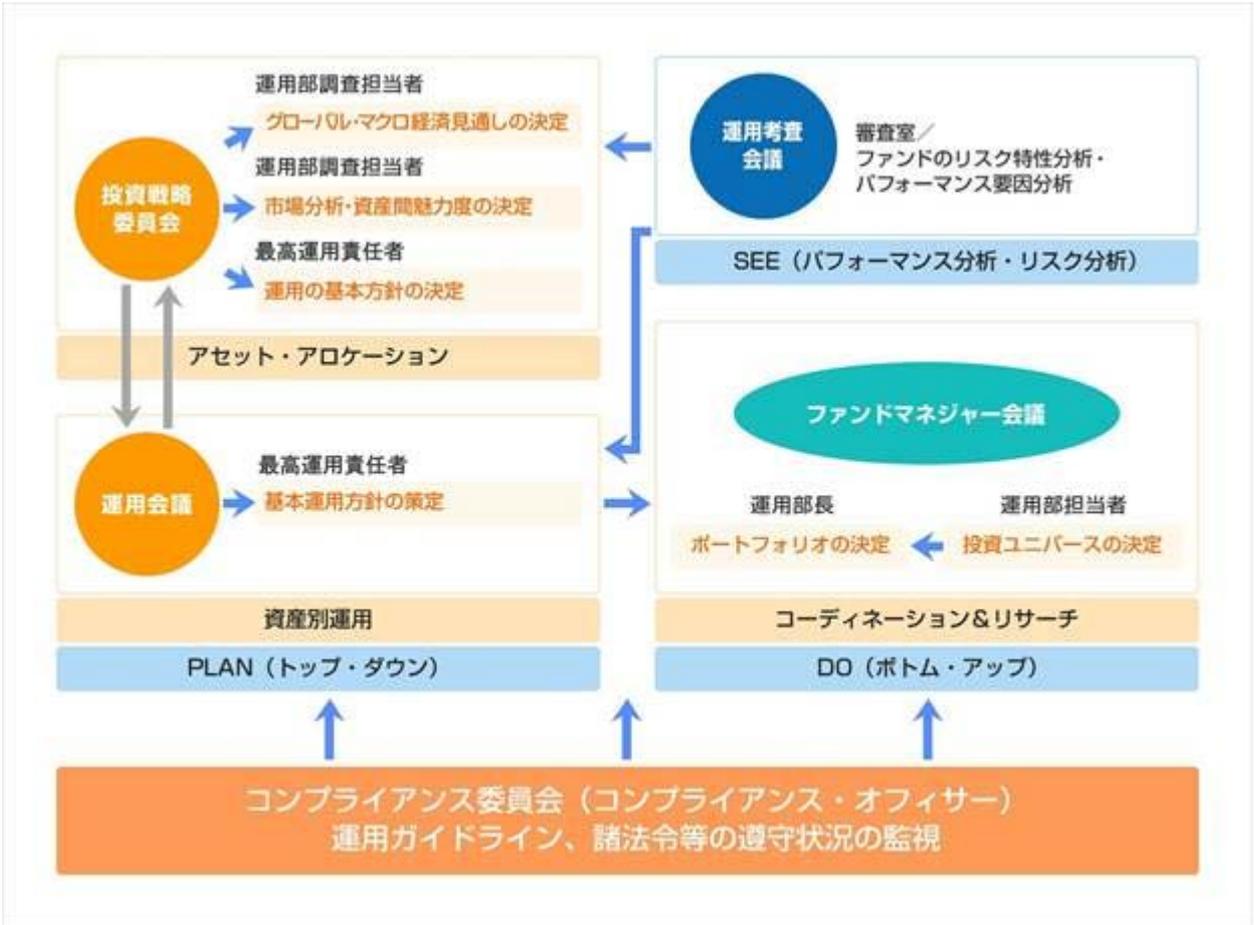
〈著作権等について〉

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

《リスク管理体制》

① 運用に関するリスク管理体制

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用考査会議	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

② 確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.3%）が差引かれます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券の売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う各ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬の総額は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.4752%（税抜：年0.44%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分は下記の通りです。

		2015	2025	2035	2045	2055	
運用管理費用（信託報酬）		年0.4752%（税抜：年0.44%）					信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
内訳	委託会社	年0.216%（税抜：年0.2%）					ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.216%（税抜：年0.2%）					購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.0432%（税抜：年0.04%）					運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬※1		0.1950%	0.2121%	0.2170%	0.2208%	0.2088%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
実質的な負担（概算値）※2		0.6702%	0.6873%	0.6922%	0.6960%	0.6840%	—

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

※1 基本投資割合で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。

なお、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により変動する場合があります。

※2 各ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率（年）になります。（2018年9月末現在）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税相当額は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、海外における有価証券の保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等が信託財産から差引かれます。なお、その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2018年9月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

セレブライフ・ストーリー2015

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	67,185,603	75.68
	アメリカ	19,130,641	21.55
	小計	86,316,244	97.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,460,802	2.77
合計(純資産総額)		88,777,046	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

セレブライフ・ストーリー2025

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	693,338,730	65.76
	アメリカ	344,843,832	32.71
	小計	1,038,182,562	98.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	16,213,045	1.54
合計(純資産総額)		1,054,395,607	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

セレブライフ・ストーリー2035

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	808,452,373	51.93
	アメリカ	720,858,435	46.30
	小計	1,529,310,808	98.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	27,482,940	1.77
合計(純資産総額)		1,556,793,748	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

セレブライフ・ストーリー2045

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	413,811,275	39.36
	アメリカ	618,672,890	58.84
	小計	1,032,484,165	98.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	18,916,070	1.80
合計(純資産総額)		1,051,400,235	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	132,218,932	24.63
	アメリカ	392,801,385	73.18
	小計	525,020,317	97.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	11,750,557	2.19
合計(純資産総額)		536,770,874	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2018年 9月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	MUAM 日本債券インデックスファン ド(適格機関投資家限定)	41,718,663	1.2306	51,339,161	1.2282	51,238,861	57.72
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券インデックスファン ド(適格機関投資家限定)	8,416,512	1.3241	11,145,055	1.3434	11,306,742	12.74
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES GOLD TRUST ETF	7,362	1,308.45	9,632,852	1,290.15	9,498,123	10.70
日本	投資信託 受益証券	上場インデックスファンドTOPIX	2,500	1,753	4,383,197	1,856	4,640,000	5.23
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	749	3,473.46	2,601,624	3,488.25	2,612,704	2.94
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	883	1,967.57	1,737,372	2,036.31	1,798,062	2.03
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US LARGE-CAP ETF	166	7,910.31	1,313,112	7,901.06	1,311,577	1.48
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	103	8,514.29	876,972	8,623.36	888,207	1.00
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	186	4,634.27	861,975	4,685.89	871,577	0.98
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US REIT ETF	179	4,888.78	875,093	4,664.31	834,913	0.94
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	24	18,700.12	448,803	18,455.12	442,923	0.50
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	34	12,726.05	432,686	12,776.61	434,405	0.49
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EUROPE ETF	55	6,372.00	350,460	6,462.12	355,417	0.40
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	16	5,087.87	81,406	5,170.81	82,733	0.09

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2018年 9月28日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.23
合計	97.23

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2018年 9月28日現在)

国／ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	MUAM 日本債券インデックスフ ァンド (適格機関投資家限定)	408,771,535	1.2306	503,049,357	1.2282	502,053,199	47.62
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES GOLD TRUST ETF	120,462	1,308.41	157,613,881	1,290.15	155,414,676	14.74
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券インデックスフ ァンド (適格機関投資家限定)	85,468,462	1.324	113,165,041	1.3434	114,818,331	10.89
日本	投資信託 受益証券	上場インデックスファンドTOPI X	41,200	1,751	72,149,185	1,856	76,467,200	7.25
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	21,179	1,966.99	41,658,949	2,036.31	43,127,012	4.09
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	4,935	8,513.99	42,016,587	8,623.37	42,556,331	4.04
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	8,992	3,473.30	31,231,952	3,488.25	31,366,408	2.97
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US LARGE-CAP ETF	2,980	7,910.25	23,572,547	7,901.06	23,545,173	2.23
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US REIT ETF	4,304	4,890.06	21,046,830	4,664.31	20,075,233	1.90
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	2,237	4,633.68	10,365,551	4,685.89	10,482,354	0.99
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EUROPE ETF	986	6,371.33	6,282,140	6,462.13	6,371,663	0.60
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	408	12,722.94	5,190,962	12,776.62	5,212,863	0.49
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	278	18,702.55	5,199,311	18,455.12	5,130,525	0.49
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	302	5,089.30	1,536,970	5,170.84	1,561,594	0.15

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2018年 9月28日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.46
合 計	98.46

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2018年 9月28日現在)

国/ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	MUAM 日本債券インデックスフ アンド (適格機関投資家限定)	391,444,520	1.2306	481,718,232	1.2282	480,772,159	30.88
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES GOLD TRUST ETF	164,853	1,308.43	215,700,059	1,290.15	212,685,955	13.66
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券インデックスフ アンド (適格機関投資家限定)	136,708,809	1.3241	181,021,292	1.3434	183,654,614	11.80
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	18,090	8,514.26	154,022,964	8,623.37	155,996,765	10.02
日本	投資信託 受益証券	上場インデックスファンドTOPIX	77,600	1,751	135,914,766	1,856	144,025,600	9.25
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	19,682	4,634.06	91,207,608	4,685.89	92,227,848	5.92
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	31,050	1,967.34	61,085,976	2,036.31	63,227,429	4.06
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US REIT ETF	12,622	4,889.27	61,712,440	4,664.31	58,873,046	3.78
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US LARGE-CAP ETF	5,824	7,910.28	46,069,481	7,901.06	46,015,802	2.96
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	13,184	3,473.40	45,793,436	3,488.25	45,989,181	2.95
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	1,195	12,723.90	15,205,067	12,776.62	15,268,067	0.98
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	816	18,702.08	15,260,904	18,455.12	15,059,382	0.97
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EUROPE ETF	1,928	6,372.07	12,285,359	6,462.13	12,458,992	0.80
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	591	5,089.86	3,008,109	5,170.84	3,055,968	0.20

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2018年 9月28日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.23
合 計	98.23

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2018年 9月28日現在)

国/ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	MUAM 日本債券インデックスフ アンド (適格機関投資家限定)	123,297,390	1.2306	151,731,052	1.2282	151,433,854	14.40
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	17,017	8,514.33	144,888,516	8,623.37	146,743,889	13.96
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券インデックスフ アンド (適格機関投資家限定)	107,164,375	1.3241	141,903,205	1.3434	143,964,621	13.69
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES GOLD TRUST ETF	110,772	1,308.44	144,939,346	1,290.15	142,913,072	13.59
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	26,451	4,634.18	122,578,805	4,685.89	123,946,693	11.79
日本	投資信託 受益証券	上場インデックスファンドTOP I X	63,800	1,751	111,756,569	1,856	118,412,800	11.26
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US REIT ETF	10,602	4,889.01	51,833,313	4,664.31	49,451,119	4.70
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	20,863	1,967.45	41,047,032	2,036.31	42,483,538	4.04
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US LARGE-CAP ETF	4,892	7,910.29	38,697,151	7,901.06	38,652,009	3.68
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	8,859	3,473.44	30,771,247	3,488.25	30,902,470	2.94
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	1,204	12,724.22	15,319,969	12,776.62	15,383,056	1.46
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	822	18,701.99	15,373,037	18,455.12	15,170,113	1.44
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EUROPE ETF	1,619	6,372.35	10,316,843	6,462.13	10,462,193	1.00
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	496	5,090.02	2,524,651	5,170.84	2,564,738	0.24

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2018年 9月28日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.20
合 計	98.20

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2018年 9月28日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	25,759	4,633.45	119,353,170	4,685.89	120,704,052	22.49
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	8,647	8,513.84	73,619,232	8,623.37	74,566,281	13.89
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES GOLD TRUST ETF	56,284	1,308.39	73,641,677	1,290.15	72,615,095	13.53
日本	投資信託 受益証券	MUAM 外国債券インデックスファン ド(適格機関投資家限定)	38,912,613	1.324	51,520,476	1.3434	52,275,204	9.74
日本	投資信託 受益証券	上場インデックスファンドTOPIX	26,500	1,750	46,399,592	1,856	49,184,000	9.16
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US LARGE-CAP ETF	3,978	7,910.23	31,466,899	7,901.06	31,430,436	5.86
日本	投資信託 受益証券	MUAM 日本債券インデックスファン ド(適格機関投資家限定)	25,044,560	1.2306	30,821,076	1.2282	30,759,728	5.73
アメリカ	投資信託 受益証券	SCHWAB US REIT ETF	5,386	4,890.57	26,340,619	4,664.31	25,122,027	4.68
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	7,952	1,966.77	15,639,770	2,036.31	16,192,738	3.02
アメリカ	投資信託 受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	4,501	3,473.23	15,633,041	3,488.25	15,700,645	2.93
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	1,020	12,722.32	12,976,771	12,776.62	13,032,157	2.43
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	696	18,702.81	13,017,158	18,455.12	12,844,767	2.39
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE EUROPE ETF	1,316	6,370.87	8,384,077	6,462.13	8,504,167	1.58
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	404	5,089.21	2,056,044	5,170.84	2,089,020	0.39

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2018年 9月28日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.81
合計	97.81

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

セレブライフ・ストーリー2015

該当事項はありません。

セレブライフ・ストーリー2025

該当事項はありません。

セレブライフ・ストーリー2035

該当事項はありません。

セレブライフ・ストーリー2045

該当事項はありません。

セレブライフ・ストーリー2055

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

セレブライフ・ストーリー2015

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	通貨	売買	数量	帳簿価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	123,000.00	13,703,544	13,878,090	△15.63

セレブライフ・ストーリー2025

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	通貨	売買	数量	帳簿価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	2,038,000.00	227,039,039	229,947,540	△21.81

セレブライフ・ストーリー2035

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	通貨	売買	数量	帳簿価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	2,854,000.00	317,957,453	322,016,820	△20.68

セレブライフ・ストーリー2045

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	通貨	売買	数量	帳簿価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	1,917,000.00	213,570,618	216,295,110	△20.57

セレブライフ・ストーリー2055

(2018年 9月28日現在)

資産の種類	通貨	売買	数量	帳簿価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	927,000.00	103,267,329	104,593,410	△19.49

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

セレブライフ・ストーリー2015

2018年 9月28日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2012年 9月14日)	124,091,137	124,091,137	10,286	10,286
第2計算期間末 (2013年 9月17日)	84,237,193	84,237,193	11,251	11,251
第3計算期間末 (2014年 9月16日)	89,908,102	89,908,102	11,820	11,820
第4計算期間末 (2015年 9月14日)	86,628,251	86,628,251	11,806	11,806
第5計算期間末 (2016年 9月14日)	92,044,488	92,044,488	11,956	11,956
第6計算期間末 (2017年 9月14日)	92,780,613	92,780,613	12,248	12,248
第7計算期間末 (2018年 9月14日)	88,082,832	88,082,832	12,111	12,111
2017年 9月末日	92,551,711	—	12,233	—
10月末日	93,212,581	—	12,279	—
11月末日	91,940,721	—	12,324	—
12月末日	89,951,319	—	12,389	—
2018年 1月末日	90,057,673	—	12,385	—
2月末日	89,935,948	—	12,277	—
3月末日	90,020,807	—	12,268	—
4月末日	89,267,360	—	12,310	—
5月末日	86,627,233	—	12,264	—
6月末日	87,217,126	—	12,204	—
7月末日	87,919,202	—	12,161	—
8月末日	88,531,186	—	12,129	—
9月末日	88,777,046	—	12,153	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

2018年 9月28日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2012年 9月14日)	124,627,714	124,627,714	10,370	10,370
第2計算期間末 (2013年 9月17日)	371,105,726	371,105,726	11,815	11,815
第3計算期間末 (2014年 9月16日)	608,599,477	608,599,477	12,704	12,704
第4計算期間末 (2015年 9月14日)	818,889,161	818,889,161	12,619	12,619
第5計算期間末 (2016年 9月14日)	966,849,954	966,849,954	12,663	12,663
第6計算期間末 (2017年 9月14日)	1,017,634,321	1,017,634,321	13,373	13,373
第7計算期間末 (2018年 9月14日)	1,044,319,643	1,044,319,643	13,291	13,291
2017年 9月末日	1,023,083,514	—	13,375	—
10月末日	1,025,553,148	—	13,451	—
11月末日	1,035,228,656	—	13,502	—
12月末日	1,033,572,791	—	13,601	—
2018年 1月末日	1,036,455,689	—	13,578	—
2月末日	1,025,012,836	—	13,402	—
3月末日	1,028,624,636	—	13,387	—
4月末日	1,039,645,106	—	13,467	—
5月末日	1,040,656,847	—	13,424	—
6月末日	1,043,541,154	—	13,358	—
7月末日	1,050,030,118	—	13,336	—
8月末日	1,046,018,320	—	13,300	—
9月末日	1,054,395,607	—	13,365	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

2018年 9月28日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2012年 9月14日)	108,437,213	108,437,213	10,375	10,375
第2計算期間末 (2013年 9月17日)	375,357,640	375,357,640	12,334	12,334
第3計算期間末 (2014年 9月16日)	683,856,035	683,856,035	13,527	13,527
第4計算期間末 (2015年 9月14日)	968,175,729	968,175,729	13,262	13,262
第5計算期間末 (2016年 9月14日)	1,167,876,403	1,167,876,403	13,036	13,036
第6計算期間末 (2017年 9月14日)	1,416,524,224	1,416,524,224	14,253	14,253
第7計算期間末 (2018年 9月14日)	1,528,621,420	1,528,621,420	14,203	14,203
2017年 9月末日	1,430,469,566	—	14,294	—
10月末日	1,453,624,778	—	14,421	—
11月末日	1,461,999,689	—	14,469	—
12月末日	1,483,831,246	—	14,627	—
2018年 1月末日	1,491,644,638	—	14,586	—
2月末日	1,476,149,848	—	14,289	—
3月末日	1,485,554,013	—	14,240	—
4月末日	1,498,595,630	—	14,371	—
5月末日	1,501,951,526	—	14,297	—
6月末日	1,497,168,141	—	14,217	—
7月末日	1,518,249,398	—	14,273	—
8月末日	1,524,460,861	—	14,212	—
9月末日	1,556,793,748	—	14,348	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

2018年 9月28日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2012年 9月14日)	75,514,204	75,514,204	10,405	10,405
第2計算期間末 (2013年 9月17日)	227,834,777	227,834,777	12,683	12,683
第3計算期間末 (2014年 9月16日)	427,647,795	427,647,795	14,137	14,137
第4計算期間末 (2015年 9月14日)	607,516,290	607,516,290	13,747	13,747
第5計算期間末 (2016年 9月14日)	748,882,117	748,882,117	13,216	13,216
第6計算期間末 (2017年 9月14日)	926,419,660	926,419,660	15,000	15,000
第7計算期間末 (2018年 9月14日)	1,025,265,949	1,025,265,949	14,984	14,984
2017年 9月末日	938,258,836	—	15,082	—
10月末日	961,372,006	—	15,270	—
11月末日	976,218,244	—	15,314	—
12月末日	1,006,833,143	—	15,539	—
2018年 1月末日	1,003,323,552	—	15,499	—
2月末日	982,278,449	—	15,066	—
3月末日	989,565,333	—	14,975	—
4月末日	1,004,474,487	—	15,157	—
5月末日	999,454,528	—	15,041	—
6月末日	1,003,607,790	—	14,937	—
7月末日	1,023,320,604	—	15,096	—
8月末日	1,024,827,784	—	15,002	—
9月末日	1,051,400,235	—	15,210	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

2018年 9月28日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2012年 9月14日)	103,623,671	103,623,671	10,248	10,248
第2計算期間末 (2013年 9月17日)	145,087,172	145,087,172	13,022	13,022
第3計算期間末 (2014年 9月16日)	256,160,933	256,160,933	14,793	14,793
第4計算期間末 (2015年 9月14日)	393,081,193	393,081,193	14,469	14,469
第5計算期間末 (2016年 9月14日)	412,517,782	412,517,782	13,781	13,781
第6計算期間末 (2017年 9月14日)	501,559,436	501,559,436	16,280	16,280
第7計算期間末 (2018年 9月14日)	524,979,118	524,979,118	16,271	16,271
2017年 9月末日	508,734,769	—	16,374	—
10月末日	518,537,538	—	16,658	—
11月末日	531,574,215	—	16,709	—
12月末日	546,819,590	—	17,030	—
2018年 1月末日	554,114,996	—	17,119	—
2月末日	543,335,750	—	16,522	—
3月末日	538,952,546	—	16,325	—
4月末日	550,137,520	—	16,550	—
5月末日	544,139,098	—	16,392	—
6月末日	542,282,957	—	16,173	—
7月末日	539,271,942	—	16,486	—
8月末日	532,094,814	—	16,322	—
9月末日	536,770,874	—	16,561	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

セレブライフ・ストーリー2015

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	0
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	0
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	0
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	0
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	0
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0

セレブライフ・ストーリー2025

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	0
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	0
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	0
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	0
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	0
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0

セレブライフ・ストーリー2035

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	0
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	0
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	0
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	0
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	0
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0

セレブライフ・ストーリー2045

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	0
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	0
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	0
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	0
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	0
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	0
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	0
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	0
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	0
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	0
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0

③【収益率の推移】

セブライフ・ストーリー2015

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	2.86
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	9.38
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	5.06
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	△0.12
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	1.27
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	2.44
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	△1.12

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

セブライフ・ストーリー2025

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	3.70
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	13.93
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	7.52
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	△0.67
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0.35
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	5.61
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	△0.61

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

セブライフ・ストーリー2035

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	3.75
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	18.88
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	9.67
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	△1.96
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	△1.70
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	9.34
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	△0.35

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

セブライフ・ストーリー2045

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	4.05
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	21.89
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	11.46
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	△2.76
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	△3.86
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	13.50
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	△0.11

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

セブライフ・ストーリー2055

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	2.48
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	27.07
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	13.60
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	△2.19
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	△4.75
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	18.13
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	△0.06

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

セレブライフ・ストーリー2015

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	160,531,872	39,891,085	120,640,787
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	41,159,502	86,928,532	74,871,757
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	20,444,329	19,250,233	76,065,853
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	22,430,149	25,121,465	73,374,537
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	14,963,333	11,349,669	76,988,201
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	10,504,318	11,739,187	75,753,332
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	9,408,644	12,434,371	72,727,605

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

セレブライフ・ストーリー2025

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	140,179,549	20,000,707	120,178,842
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	284,727,665	90,796,569	314,109,938
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	236,303,078	71,333,474	479,079,542
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	283,950,405	114,072,144	648,957,803
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	183,543,672	68,980,253	763,521,222
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	159,831,130	162,366,063	760,986,289
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	133,635,236	108,915,248	785,706,277

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

セレブライフ・ストーリー2035

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	121,304,376	16,790,864	104,513,512
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	264,724,949	64,910,518	304,327,943
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	281,866,268	80,636,866	505,557,345
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	351,107,898	126,643,086	730,022,157
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	267,608,201	101,726,372	895,903,986
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	222,999,233	125,071,997	993,831,222
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	207,122,328	124,665,813	1,076,287,737

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

セレブライフ・ストーリー2045

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	99,795,936	27,221,761	72,574,175
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	158,003,269	50,938,024	179,639,420
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	170,380,879	47,528,476	302,491,823
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	204,270,268	64,822,458	441,939,633
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	185,422,665	60,735,426	566,626,872
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	146,079,642	95,074,753	617,631,761
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	141,952,700	75,343,120	684,241,341

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

セレブライフ・ストーリー2055

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	2012年 1月23日～2012年 9月14日	137,374,721	36,256,588	101,118,133
第2計算期間	2012年 9月15日～2013年 9月17日	116,631,427	106,329,981	111,419,579
第3計算期間	2013年 9月18日～2014年 9月16日	110,381,094	48,633,996	173,166,677
第4計算期間	2014年 9月17日～2015年 9月14日	181,591,921	83,083,688	271,674,910
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	103,715,800	76,062,048	299,328,662
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	79,194,276	70,443,351	308,079,587
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	72,893,191	58,330,954	322,641,824

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

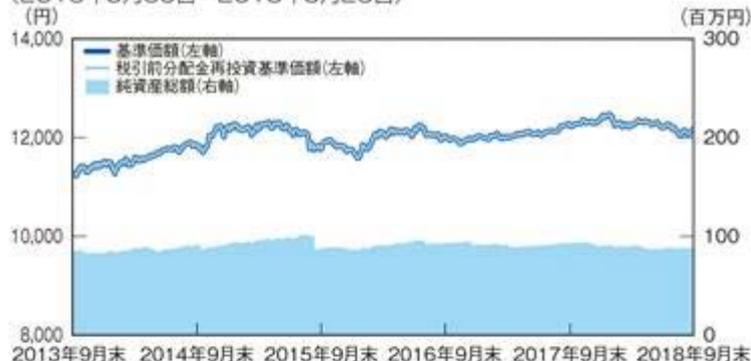
(参考情報)

運用実績 〈セレブライフ・ストーリー2015〉

基準価額・純資産の推移

(基準日:2018年9月28日)

(2013年9月30日～2018年9月28日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	12,153円
純資産総額	88百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第3期(2014年9月16日)	0円
第4期(2015年9月14日)	0円
第5期(2016年9月14日)	0円
第6期(2017年9月14日)	0円
第7期(2018年9月14日)	0円
設定来累計	0円

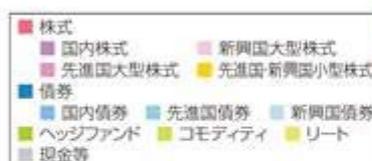
主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

投資信託証券	97.23%
為替ヘッジ評価損益	-0.20%
現金等	2.97%
合計	100.00%

《資産別投資比率》



《組入上位10銘柄》

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	57.72%	国内債券	円
2	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12.74%	先進国債券	円
3	iシェアーズ・ゴールドトラスト	10.70%	コモディティ	米ドル ★
4	上場インデックスファンドTOPIX	5.23%	国内株式	円
5	IQ ヘッジ マルチストラテジートラッカーETF	2.94%	ヘッジファンド	米ドル ★
6	iシェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックストラスト	2.03%	コモディティ	米ドル ★
7	シュワブU.S.ラージキャップETF	1.48%	先進国大型株式	米ドル
8	ハンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	1.00%	新興国債券	米ドル
9	ハンガードFTSE・エマージング・マーケットETF	0.98%	新興国大型株式	米ドル
10	シュワブU.S.リートETF	0.94%	リート	米ドル

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

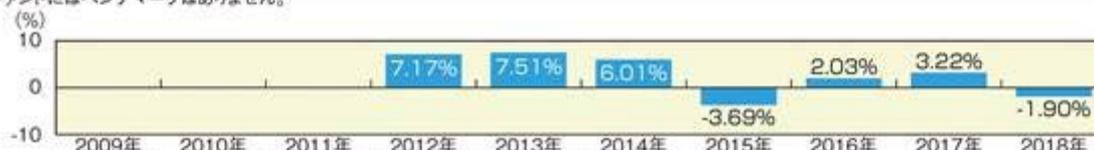
※基準日(2018年9月28日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドはそれぞれP4、P5に記載しています。

《為替変動の影響を受ける割合》 5.92%

※比率は純資産総額に対する割合です。外貨建て資産のうち、為替変動の影響を受ける割合を示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から年末まで、2018年は9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

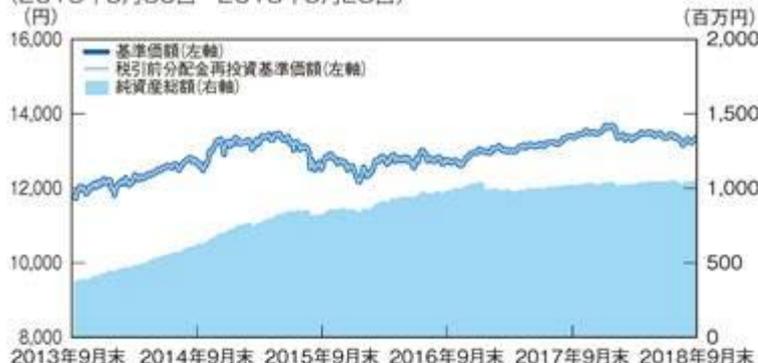
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績 〈セレブライフ・ストーリー2025〉

基準価額・純資産の推移

(基準日:2018年9月28日)

(2013年9月30日~2018年9月28日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	13,365円
純資産総額	1,054百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第3期(2014年9月16日)	0円
第4期(2015年9月14日)	0円
第5期(2016年9月14日)	0円
第6期(2017年9月14日)	0円
第7期(2018年9月14日)	0円
設定来累計	0円

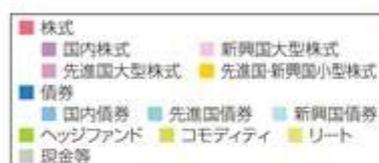
主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

〈構成比率〉

投資信託証券	98.46%
為替ヘッジ評価損益	-0.28%
現金等	1.82%
合計	100.00%

〈資産別投資比率〉



〈組入上位10銘柄〉

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	47.62%	国内債券	円
2	iシェアーズ・ゴールドトラスト	14.74%	コモディティ	米ドル ★
3	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	10.89%	先進国債券	円
4	上場インデックスファンドTOPIX	7.25%	国内株式	円
5	iシェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト	4.09%	コモディティ	米ドル ★
6	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	4.04%	新興国債券	米ドル
7	IQ ヘッジ マルチストラテジートラッカーETF	2.97%	ヘッジファンド	米ドル ★
8	シュワブU.S.ラージキャップETF	2.23%	先進国大型株式	米ドル
9	シュワブU.S.リートETF	1.90%	リート	米ドル
10	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF	0.99%	新興国大型株式	米ドル

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

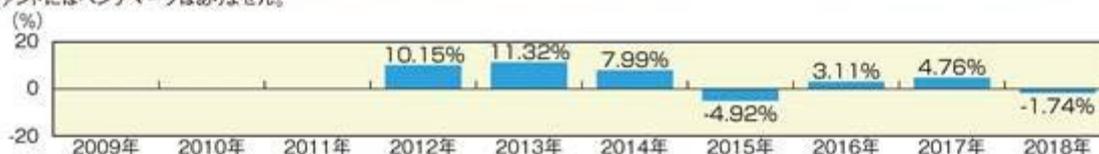
※基準日(2018年9月28日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドはそれぞれP4、P5に記載しています。

〈為替変動の影響を受ける割合〉 10.90%

※比率は純資産総額に対する割合です。外貨建て資産のうち、為替変動の影響を受ける割合を示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から年末まで、2018年は9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績 〈セレブライフ・ストーリー2035〉

基準価額・純資産の推移

(基準日:2018年9月28日)

(2013年9月30日～2018年9月28日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	14,348円
純資産総額	1,556百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第3期(2014年9月16日)	0円
第4期(2015年9月14日)	0円
第5期(2016年9月14日)	0円
第6期(2017年9月14日)	0円
第7期(2018年9月14日)	0円
設定来累計	0円

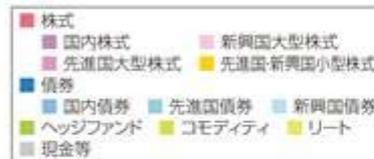
主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

投資信託証券	98.23%
為替ヘッジ評価損益	-0.26%
現金等	2.03%
合計	100.00%

《資産別投資比率》



《組入上位10銘柄》

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	30.88%	国内債券	円
2	iシェアーズ・ゴールド・トラスト	13.66%	コモディティ	米ドル ★
3	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11.80%	先進国債券	円
4	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	10.02%	新興国債券	米ドル
5	上場インデックスファンドTOPIX	9.25%	国内株式	円
6	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF	5.92%	新興国大型株式	米ドル
7	iシェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト	4.06%	コモディティ	米ドル ★
8	シュワブU.S.リートETF	3.78%	リート	米ドル
9	シュワブU.S.ラージキャップETF	2.96%	先進国大型株式	米ドル
10	IQ ヘッジ マルチストラテジートラッカーETF	2.95%	ヘッジファンド	米ドル ★

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

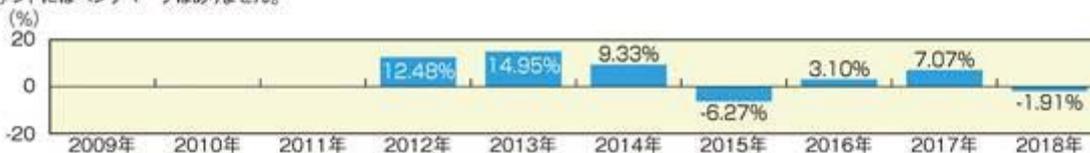
※基準日(2018年9月28日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドはそれぞれP4、P5に記載しています。

《為替変動の影響を受ける割合》 25.62%

※比率は純資産総額に対する割合です。外資建て資産のうち、為替変動の影響を受ける割合を示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から年末まで、2018年は9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績 〈セレブライフ・ストーリー2045〉

基準価額・純資産の推移

(基準日:2018年9月28日)

(2013年9月30日～2018年9月28日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	15.210円
純資産総額	1,051百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第3期(2014年9月16日)	0円
第4期(2015年9月14日)	0円
第5期(2016年9月14日)	0円
第6期(2017年9月14日)	0円
第7期(2018年9月14日)	0円
設定来累計	0円

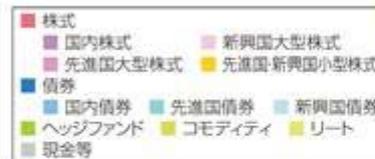
主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

投資信託証券	98.20%
為替ヘッジ評価損益	-0.26%
現金等	2.06%
合計	100.00%

《資産別投資比率》



《組入上位10銘柄》

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	14.40%	国内債券	円
2	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	13.96%	新興国債券	米ドル
3	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	13.69%	先進国債券	円
4	iシェアーズ・ゴールドトラスト	13.59%	コモディティ	米ドル ★
5	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF	11.79%	新興国大型株式	米ドル
6	上場インデックスファンドTOPIX	11.26%	国内株式	円
7	シュワブU.S.リートETF	4.70%	リート	米ドル
8	iシェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト	4.04%	コモディティ	米ドル ★
9	シュワブU.S.ラージキャップETF	3.68%	先進国大型株式	米ドル
10	IQ ヘッジ マルチストラテジートラッカーETF	2.94%	ヘッジファンド	米ドル ★

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2018年9月28日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドはそれぞれP4、P5に記載しています。

《為替変動の影響を受ける割合》 38.27%

※比率は純資産総額に対する割合です。外貨建て資産のうち、為替変動の影響を受ける割合を示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から年末まで、2018年は9月末までの騰落率です。

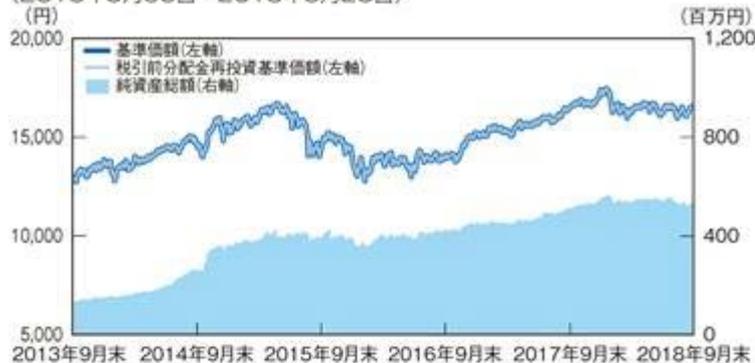
最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績 〈セレブライフ・ストーリー2055〉

基準価額・純資産の推移

(基準日:2018年9月28日)

(2013年9月30日～2018年9月28日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	16.561円
純資産総額	536百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第3期(2014年9月16日)	0円
第4期(2015年9月14日)	0円
第5期(2016年9月14日)	0円
第6期(2017年9月14日)	0円
第7期(2018年9月14日)	0円
設定来累計	0円

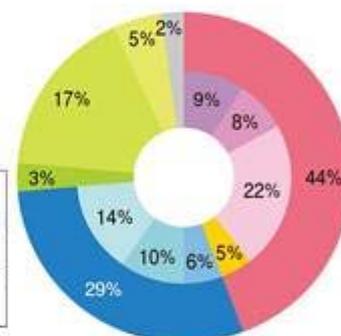
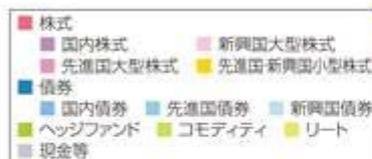
主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

投資信託証券	97.81%
為替ヘッジ評価損益	-0.25%
現金等	2.44%
合計	100.00%

《資産別投資比率》



《組入上位10銘柄》

	投資信託証券の名称	比率	投資対象資産	通貨
1	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF	22.49%	新興国大型株式	米ドル
2	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	13.89%	新興国債券	米ドル
3	iシェアーズ・ゴールドトラスト	13.53%	コモディティ	米ドル ★
4	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	9.74%	先進国債券	円
5	上場インデックスファンドTOPIX	9.16%	国内株式	円
6	シュワブU.S.ラージキャップETF	5.86%	先進国大型株式	米ドル
7	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	5.73%	国内債券	円
8	シュワブU.S.リートETF	4.68%	リート	米ドル
9	iシェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト	3.02%	コモディティ	米ドル ★
10	IQ ヘッジ マルチストラテジー・トラッカーETF	2.93%	ヘッジファンド	米ドル ★

★ヘッジファンドとコモディティを投資対象としているETFに対し、為替ヘッジを高位に行います。

※各比率の合計が四捨五入の関係で一致しないことがあります。

※基準日(2018年9月28日時点)の状況です。直近の基本投資割合及び投資対象ファンドはそれぞれP4、P5に記載しています。

《為替変動の影響を受ける割合》 53.69%

※比率は純資産総額に対する割合です。外貨建て資産のうち、為替変動の影響を受ける割合を示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2012年は設定日2012年1月23日(10,000円)から年末まで、2018年は9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(i)お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、各ファンドとも取得申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(ii)お申込単位

- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）
詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記(i)に記載の照会先においてもご確認ください。

(iii)お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

(iv)お申込手数料

① 通常のお申込み

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記(i)の照会先においてもご確認ください。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込み

申込手数料はかかりません。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、各ファンド取得申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額（基準価額に対し0.3%）を控除した価額となります。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券の売買委託手数料等の費用のことをいいます。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

投資信託または外国 投資信託の受益証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。
為替予約取引	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

(iii) 基準価額の照会頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は2012年1月23日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年9月15日から翌年9月14日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が3億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から④までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

ただし、2019年3月1日以降は、以下の通り変更される予定です。

原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<http://www.sbiam.co.jp/>) に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または第44条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末（毎年9月14日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(vii) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成29年9月15日から平成30年9月14日まで）の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月12日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員
代表社員
業務執行社員

公認会計士
公認会計士

林 直也 
田中 弘司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセブライフ・ストーリー2015の平成29年9月15日から平成30年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セブライフ・ストーリー2015の平成30年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【セレブライフ・ストーリー2015】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金	119,960	124,137
コール・ローン	3,078,094	4,509,783
投資信託受益証券	90,212,408	83,837,130
流動資産合計	93,410,462	88,471,050
資産合計	93,410,462	88,471,050
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	182,972	68,782
未払解約金	122,100	-
未払受託者報酬	19,715	19,224
未払委託者報酬	197,054	192,170
未払利息	8	12
その他未払費用	108,000	108,030
流動負債合計	629,849	388,218
負債合計	629,849	388,218
純資産の部		
元本等		
元本	75,753,332	72,727,605
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	17,027,281	15,355,227
元本等合計	92,780,613	88,082,832
純資産合計	92,780,613	88,082,832
負債純資産合計	93,410,462	88,471,050

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 至	平成28年 9月15日 平成29年 9月14日	自 至	平成29年 9月15日 平成30年 9月14日
営業収益				
受取配当金		241,154		219,823
受取利息		-		515
有価証券売買等損益		2,416,845		△137,934
為替差損益		272,618		△275,983
営業収益合計		2,930,617		△193,579
営業費用				
支払利息		3,071		2,832
受託者報酬		39,523		38,806
委託者報酬		395,042		387,971
その他費用		332,462		364,909
営業費用合計		770,098		794,518
営業利益又は営業損失(△)		2,160,519		△988,097
経常利益又は経常損失(△)		2,160,519		△988,097
当期純利益又は当期純損失(△)		2,160,519		△988,097
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		60,767		59,273
期首剰余金又は期首欠損金(△)		15,056,287		17,027,281
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,137,824		2,136,755
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,137,824		2,136,755
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,266,582		2,761,439
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,266,582		2,761,439
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		17,027,281		15,355,227

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	75,753,332口	72,727,605口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2248円 (12,248円)	1.2111円 (12,111円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(171,178円)、費用控除後の有価証券売買等損益(1,928,574円)、収益調整金(10,291,153円)、及び分配準備積立金(4,636,376円)より、分配対象収益は17,027,281円(1万口当たり2,247円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(9,632,139円)、及び分配準備積立金(5,723,088円)より、分配対象収益は15,355,227円(1万口当たり2,111円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。
2. 追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	<p>○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。</p> <p>○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。</p> <p>○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2, 125, 451	△527, 507
合計	2, 125, 451	△527, 507

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はいくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価等に関する事項における契約額等はいくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

種類	第6期(平成29年 9月14日現在)				第7期(平成30年 9月14日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	16,235,338	0	16,418,310	△182,972	13,185,438	0	13,254,220	△68,782
米ドル	16,235,338	0	16,418,310	△182,972	13,185,438	0	13,254,220	△68,782
合計	16,235,338	0	16,418,310	△182,972	13,185,438	0	13,254,220	△68,782

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	76,988,201円	75,753,332円
期中追加設定元本額	10,504,318円	9,408,644円
期中一部解約元本額	11,739,187円	12,434,371円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8,232,403	10,898,055	
		MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	40,789,113	50,199,161	
		上場インデックスファンドTOPIX	2,400	4,200,000	
日本円合計			49,023,916	65,297,216	
米ドル	投資信託受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	733	22,415.14	
		ISHARES GOLD TRUST ETF	7,201	82,955.52	
		ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	16	716.80	
		ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	864	14,955.84	
		SCHWAB US LARGE-CAP ETF	162	11,283.30	
		SCHWAB US REIT ETF	175	7,539.00	
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	101	7,570.96	
		VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	33	3,696.00	
		VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	182	7,423.78	
		VANGUARD FTSE EUROPE ETF	54	3,028.32	
		VANGUARD SMALL-CAP ETF	23	3,787.87	
米ドル合計			9,544	165,372.53 (18,539,914)	
合計				83,837,130 (18,539,914)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 11銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月12日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士

林直也 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

田中晃司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセレブライフ・ストーリー2025の平成29年9月15日から平成30年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレブライフ・ストーリー2025の平成30年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【セレブライフ・ストーリー2025】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金	369,603	560,959
コール・ローン	30,802,629	33,166,873
投資信託受益証券	993,002,451	1,014,600,590
流動資産合計	1,024,174,683	1,048,328,422
資産合計	1,024,174,683	1,048,328,422
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,349,164	1,149,642
未払解約金	1,690,546	258,210
未払受託者報酬	217,510	226,609
未払委託者報酬	2,175,058	2,266,024
未払利息	84	90
その他未払費用	108,000	108,204
流動負債合計	6,540,362	4,008,779
負債合計	6,540,362	4,008,779
純資産の部		
元本等		
元本	760,986,289	785,706,277
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	256,648,032	258,613,366
元本等合計	1,017,634,321	1,044,319,643
純資産合計	1,017,634,321	1,044,319,643
負債純資産合計	1,024,174,683	1,048,328,422

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 至	平成28年 9月15日 平成29年 9月14日	自 至	平成29年 9月15日 平成30年 9月14日
営業収益				
受取配当金		6,653,033		5,738,318
受取利息		67		2,109
有価証券売買等損益		39,807,770		△4,283,056
為替差損益		13,269,913		△3,065,462
営業収益合計		59,730,783		△1,608,091
営業費用				
支払利息		26,309		25,655
受託者報酬		432,880		446,976
委託者報酬		4,328,663		4,469,627
その他費用		433,904		403,719
営業費用合計		5,221,756		5,345,977
営業利益又は営業損失(△)		54,509,027		△6,954,068
経常利益又は経常損失(△)		54,509,027		△6,954,068
当期純利益又は当期純損失(△)		54,509,027		△6,954,068
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		5,471,703		555,442
期首剰余金又は期首欠損金(△)		203,328,732		256,648,032
剰余金増加額又は欠損金減少額		47,577,723		45,933,633
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		47,577,723		45,933,633
剰余金減少額又は欠損金増加額		43,295,747		36,458,789
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		43,295,747		36,458,789
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		256,648,032		258,613,366

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	760,986,289口	785,706,277口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3373円 (13,373円)	1.3291円 (13,291円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,518,367円)、費用控除後の有価証券売買等損益(27,775,567円)、収益調整金(190,783,642円)、及び分配準備積立金(32,570,456円)より、分配対象収益は256,648,032円(1万口当たり3,372円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(342,495円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(200,757,314円)、及び分配準備積立金(57,513,557円)より、分配対象収益は258,613,366円(1万口当たり3,291円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。
2. 追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	<p>○投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>○派生商品評価勘定 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>○投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>○派生商品評価勘定 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	30,761,609	△5,734,422
合計	30,761,609	△5,734,422

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はいくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価等に関する事項における契約額等はいくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

種類	第6期(平成29年 9月14日現在)				第7期(平成30年 9月14日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	208,444,306	0	210,793,470	△2,349,164	220,385,178	0	221,534,820	△1,149,642
米ドル	208,444,306	0	210,793,470	△2,349,164	220,385,178	0	221,534,820	△1,149,642
合計	208,444,306	0	210,793,470	△2,349,164	220,385,178	0	221,534,820	△1,149,642

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	763,521,222円	760,986,289円
期中追加設定元本額	159,831,130円	133,635,236円
期中一部解約元本額	162,366,063円	108,915,248円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	84,238,587	111,515,041	
		MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	402,778,384	495,699,357	
		上場インデックスファンドTOPIX	40,600	71,050,000	
日本円合計			487,057,571	678,264,398	
米ドル	投資信託受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	8,862	270,999.96	
		ISHARES GOLD TRUST ETF	118,727	1,367,735.04	
		ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	298	13,350.40	
		ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	20,882	361,467.42	
		SCHWAB US LARGE-CAP ETF	2,937	204,562.05	
		SCHWAB US REIT ETF	4,240	182,659.20	
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	4,865	364,680.40	
		VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	402	45,024.00	
		VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	2,205	89,941.95	
		VANGUARD FTSE EUROPE ETF	972	54,509.76	
VANGUARD SMALL-CAP ETF	274	45,125.06			
米ドル合計			164,664	3,000,055.24 (336,336,192)	
合計				1,014,600,590 (336,336,192)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 11銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月12日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員
代表社員
業務執行社員

公認会計士
公認会計士

林直也
田中弘司



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセレブライフ・ストーリー2035の平成29年9月15日から平成30年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレブライフ・ストーリー2035の平成30年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【セレクトライフ・ストーリー2035】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金	782,089	1,293,809
コール・ローン	37,091,391	52,485,813
投資信託受益証券	1,394,471,462	1,481,818,415
流動資産合計	1,432,344,942	1,535,598,037
資産合計	1,432,344,942	1,535,598,037
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,288,584	1,601,638
未払解約金	9,147,492	1,662,755
未払受託者報酬	297,872	327,609
未払委託者報酬	2,978,669	3,276,061
未払利息	101	143
その他未払費用	108,000	108,411
流動負債合計	15,820,718	6,976,617
負債合計	15,820,718	6,976,617
純資産の部		
元本等		
元本	993,831,222	1,076,287,737
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	422,693,002	452,333,683
元本等合計	1,416,524,224	1,528,621,420
純資産合計	1,416,524,224	1,528,621,420
負債純資産合計	1,432,344,942	1,535,598,037

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 至	平成28年 9月15日 平成29年 9月14日	自 至	平成29年 9月15日 平成30年 9月14日
営業収益				
受取配当金		13,798,243		14,539,214
受取利息		128		3,722
有価証券売買等損益		81,111,972		△12,777,128
為替差損益		27,544,081		△906,970
営業収益合計		122,454,424		858,838
営業費用				
支払利息		35,158		35,404
受託者報酬		566,653		641,284
委託者報酬		5,666,434		6,412,793
その他費用		532,751		495,523
営業費用合計		6,800,996		7,585,004
営業利益又は営業損失(△)		115,653,428		△6,726,166
経常利益又は経常損失(△)		115,653,428		△6,726,166
当期純利益又は当期純損失(△)		115,653,428		△6,726,166
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		7,872,097		1,369,256
期首剰余金又は期首欠損金(△)		271,972,417		422,693,002
剰余金増加額又は欠損金減少額		81,401,620		90,521,075
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		81,401,620		90,521,075
剰余金減少額又は欠損金増加額		38,462,366		52,784,972
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		38,462,366		52,784,972
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		422,693,002		452,333,683

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	993, 831, 222口	1, 076, 287, 737口
2.	1口当たり純資産額 (10, 000口当たり純資産額)	1. 4253円 (14, 253円)	1. 4203円 (14, 203円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12, 250, 750円)、費用控除後の有価証券売買等損益 (39, 957, 282円)、収益調整金 (319, 732, 419円)、及び分配準備積立金 (50, 752, 551円) より、分配対象収益は 422, 693, 002円 (1万口当たり4, 253円) となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6, 579, 304円)、費用控除後の有価証券売買等損益 (0円)、収益調整金 (354, 113, 018円)、及び分配準備積立金 (91, 641, 361円) より、分配対象収益は 452, 333, 683円 (1万口当たり4, 202円) となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。
2. 追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	67,262,865	△17,140,505
合計	67,262,865	△17,140,505

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はいくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価等に関する事項における契約額等はいくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

種類	第6期(平成29年 9月14日現在)				第7期(平成30年 9月14日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	291,800,236	0	295,088,820	△3,288,584	307,032,342	0	308,633,980	△1,601,638
米ドル	291,800,236	0	295,088,820	△3,288,584	307,032,342	0	308,633,980	△1,601,638
合計	291,800,236	0	295,088,820	△3,288,584	307,032,342	0	308,633,980	△1,601,638

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	895,903,986円	993,831,222円
期中追加設定元本額	222,999,233円	207,122,328円
期中一部解約元本額	125,071,997円	124,665,813円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	134,114,891	177,541,292	
		MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	383,877,657	472,438,232	
		上場インデックスファンドTOPIX	76,200	133,350,000	
日本円合計			518,068,748	783,329,524	
米ドル	投資信託受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	12,933	395,491.14	
		ISHARES GOLD TRUST ETF	161,722	1,863,037.44	
		ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	580	25,984.00	
		ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	30,476	527,539.56	
		SCHWAB US LARGE-CAP ETF	5,714	397,980.10	
		SCHWAB US REIT ETF	12,376	533,158.08	
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	17,749	1,330,465.04	
		VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	1,172	131,264.00	
		VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	19,309	787,614.11	
		VANGUARD FTSE EUROPE ETF	1,892	106,103.36	
VANGUARD SMALL-CAP ETF	800	131,752.00			
米ドル合計			264,723	6,230,388.83 (698,488,891)	
合計				1,481,818,415 (698,488,891)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 11銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月12日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員

業務執行社員

代表社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

林直也 
田中孔司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセレブライフ・ストーリー2045の平成29年9月15日から平成30年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレブライフ・ストーリー2045の平成30年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【セレクトライフ・ストーリー2045】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金	674,363	1,193,313
コール・ローン	26,643,227	33,236,420
投資信託受益証券	906,216,970	994,699,766
流動資産合計	933,534,560	1,029,129,499
資産合計	933,534,560	1,029,129,499
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,029,884	1,074,502
未払解約金	2,867,254	268,309
未払受託者報酬	191,795	219,306
未払委託者報酬	1,917,895	2,193,051
未払利息	72	91
その他未払費用	108,000	108,291
流動負債合計	7,114,900	3,863,550
負債合計	7,114,900	3,863,550
純資産の部		
元本等		
元本	617,631,761	684,241,341
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	308,787,899	341,024,608
元本等合計	926,419,660	1,025,265,949
純資産合計	926,419,660	1,025,265,949
負債純資産合計	933,534,560	1,029,129,499

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 至	平成28年 9月15日 平成29年 9月14日	自 至	平成29年 9月15日 平成30年 9月14日
営業収益				
受取配当金		11,714,335		13,472,091
受取利息		32		3,927
有価証券売買等損益		72,936,259		△12,232,630
為替差損益		25,807,622		1,588,717
営業収益合計		110,458,248		2,832,105
営業費用				
支払利息		22,982		24,642
受託者報酬		366,212		428,600
委託者報酬		3,662,014		4,285,907
その他費用		482,756		498,742
営業費用合計		4,533,964		5,237,891
営業利益又は営業損失(△)		105,924,284		△2,405,786
経常利益又は経常損失(△)		105,924,284		△2,405,786
当期純利益又は当期純損失(△)		105,924,284		△2,405,786
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		9,159,548		1,221,466
期首剰余金又は期首欠損金(△)		182,255,245		308,787,899
剰余金増加額又は欠損金減少額		60,965,039		73,459,393
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		60,965,039		73,459,393
剰余金減少額又は欠損金増加額		31,197,121		37,595,432
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		31,197,121		37,595,432
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		308,787,899		341,024,608

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	617,631,761口	684,241,341口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5000円 (15,000円)	1.4984円 (14,984円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,464,486円)、費用控除後の有価証券売買等損益(30,925,797円)、収益調整金(227,663,336円)、及び分配準備積立金(39,734,280円)より、分配対象収益は308,787,899円(1万口当たり4,999円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,769,714円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(260,714,424円)、及び分配準備積立金(72,540,470円)より、分配対象収益は341,024,608円(1万口当たり4,983円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。
2. 追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	62, 144, 023	△15, 546, 841
合計	62, 144, 023	△15, 546, 841

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はあくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価等に関する事項における契約額等はあくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

種類	第6期(平成29年 9月14日現在)				第7期(平成30年 9月14日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	180,114,186	0	182,144,070	△2,029,884	205,980,918	0	207,055,420	△1,074,502
米ドル	180,114,186	0	182,144,070	△2,029,884	205,980,918	0	207,055,420	△1,074,502
合計	180,114,186	0	182,144,070	△2,029,884	205,980,918	0	207,055,420	△1,074,502

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	566,626,872円	617,631,761円
期中追加設定元本額	146,079,642円	141,952,700円
期中一部解約元本額	95,074,753円	75,343,120円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	104,972,961	138,963,205	
		MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	120,728,896	148,581,052	
		上場インデックスファンドTOPIX	62,500	109,375,000	
日本円合計			225,764,357	396,919,257	
米ドル	投資信託受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	8,677	265,342.66	
		ISHARES GOLD TRUST ETF	108,505	1,249,977.60	
		ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	486	21,772.80	
		ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	20,447	353,937.57	
		SCHWAB US LARGE-CAP ETF	4,792	333,762.80	
		SCHWAB US REIT ETF	10,379	447,127.32	
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	16,672	1,249,733.12	
		VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	1,179	132,048.00	
		VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	25,910	1,056,868.90	
		VANGUARD FTSE EUROPE ETF	1,586	88,942.88	
VANGUARD SMALL-CAP ETF	805	132,575.45			
米ドル合計			199,438	5,332,089.10 (597,780,509)	
合計				994,699,766 (597,780,509)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 11銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月12日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員
代表社員
業務執行社員

公認会計士
公認会計士

林 直也
田中 弘司



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセレブライフ・ストーリー2055の平成29年9月15日から平成30年9月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレブライフ・ストーリー2055の平成30年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【セレクトライフ・ストーリー2055】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
資産の部		
流動資産		
預金	290,515	609,542
コール・ローン	14,929,009	18,396,016
投資信託受益証券	488,829,015	509,824,088
流動資産合計	504,048,539	528,829,646
資産合計	504,048,539	528,829,646
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,037,660	524,824
未払解約金	215,786	1,919,043
未払受託者報酬	102,518	118,052
未払委託者報酬	1,025,099	1,180,403
未払利息	40	50
その他未払費用	108,000	108,156
流動負債合計	2,489,103	3,850,528
負債合計	2,489,103	3,850,528
純資産の部		
元本等		
元本	308,079,587	322,641,824
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	193,479,849	202,337,294
元本等合計	501,559,436	524,979,118
純資産合計	501,559,436	524,979,118
負債純資産合計	504,048,539	528,829,646

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 至	平成28年 9月15日 平成29年 9月14日	自 至	平成29年 9月15日 平成30年 9月14日
営業収益				
受取配当金		6,160,233		8,931,123
受取利息		12		3,478
有価証券売買等損益		54,022,809		△9,317,355
為替差損益		17,593,069		1,987,787
営業収益合計		77,776,123		1,605,033
営業費用				
支払利息		13,465		16,779
受託者報酬		196,541		232,219
委託者報酬		1,965,295		2,322,002
その他費用		421,775		496,446
営業費用合計		2,597,076		3,067,446
営業利益又は営業損失(△)		75,179,047		△1,462,413
経常利益又は経常損失(△)		75,179,047		△1,462,413
当期純利益又は当期純損失(△)		75,179,047		△1,462,413
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		8,553,729		1,036,033
期首剰余金又は期首欠損金(△)		113,189,120		193,479,849
剰余金増加額又は欠損金減少額		40,925,098		48,048,348
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		40,925,098		48,048,348
剰余金減少額又は欠損金増加額		27,259,687		36,692,457
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		27,259,687		36,692,457
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		193,479,849		202,337,294

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	308,079,587口	322,641,824口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6280円 (16,280円)	1.6271円 (16,271円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,415,025円)、費用控除後の有価証券売買等損益(31,133,184円)、収益調整金(139,237,107円)、及び分配準備積立金(17,694,533円)より、分配対象収益は193,479,849円(1万口当たり6,280円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,216,277円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(151,581,423円)、及び分配準備積立金(45,539,594円)より、分配対象収益は202,337,294円(1万口当たり6,271円)となりますが、当ファンドの収益分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。
2. 追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 平成29年 9月14日現在	第7期 平成30年 9月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	47,373,189	△11,924,853
合計	47,373,189	△11,924,853

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
	1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。	外貨建証券の売買代金、償還金、利息等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとし、原則として、将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、投資信託委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項における契約額等はいくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価等に関する事項における契約額等はいくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

種類	第6期(平成29年 9月14日現在)				第7期(平成30年 9月14日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	92,072,890	0	93,110,550	△1,037,660	100,608,216	0	101,133,040	△524,824
米ドル	92,072,890	0	93,110,550	△1,037,660	100,608,216	0	101,133,040	△524,824
合計	92,072,890	0	93,110,550	△1,037,660	100,608,216	0	101,133,040	△524,824

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(元本の移動)

区分	第6期 自 平成28年 9月15日 至 平成29年 9月14日	第7期 自 平成29年 9月15日 至 平成30年 9月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	299,328,662円	308,079,587円
期中追加設定元本額	79,194,276円	72,893,191円
期中一部解約元本額	70,443,351円	58,330,954円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	38,465,385	50,920,476	
		MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	24,751,017	30,461,076	
		上場インデックスファンドTOPIX	26,200	45,850,000	
日本円合計			63,242,602	127,231,552	
米ドル	投資信託受益証券	IQ HEDGE MULTI-STRATEGY TRACKER ETF	4,449	136,050.42	
		ISHARES GOLD TRUST ETF	55,636	640,926.72	
		ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPAN ETF	399	17,875.20	
		ISHARES S&P GSCI COMMODITY INDEXED TRUST ETF	7,863	136,108.53	
		SCHWAB US LARGE-CAP ETF	3,932	273,863.80	
		SCHWAB US REIT ETF	5,322	229,271.76	
		VANGUARD EMERGING MARKETS GOVERNMENT BOND ETF	8,548	640,758.08	
		VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	1,008	112,896.00	
		VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	25,463	1,038,635.77	
		VANGUARD FTSE EUROPE ETF	1,301	72,960.08	
		VANGUARD SMALL-CAP ETF	688	113,306.72	
米ドル合計			114,609	3,412,653.08 (382,592,536)	
合計				509,824,088 (382,592,536)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 11銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

・セレブライフ・ストーリー2015

	2018年 9月28日現在
I 資産総額	102,540,898円
II 負債総額	13,763,852円
III 純資産総額 (I - II)	88,777,046円
IV 発行済口数	73,047,911口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2153円
(1万口当たり純資産額)	(12,153円)

・セレブライフ・ストーリー2025

	2018年 9月28日現在
I 資産総額	1,285,081,185円
II 負債総額	230,685,578円
III 純資産総額 (I - II)	1,054,395,607円
IV 発行済口数	788,929,560口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3365円
(1万口当たり純資産額)	(13,365円)

・セレブライフ・ストーリー2035

	2018年 9月28日現在
I 資産総額	1,879,503,312円
II 負債総額	322,709,564円
III 純資産総額 (I - II)	1,556,793,748円
IV 発行済口数	1,085,003,610口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4348円
(1万口当たり純資産額)	(14,348円)

・セレブライフ・ストーリー2045

	2018年 9月28日現在
I 資産総額	1,269,142,545円
II 負債総額	217,742,310円
III 純資産総額 (I - II)	1,051,400,235円
IV 発行済口数	691,245,131口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5210円
(1万口当たり純資産額)	(15,210円)

・セレブライフ・ストーリー2055

	2018年 9月28日現在
I 資産総額	641,367,058円
II 負債総額	104,596,184円
III 純資産総額 (I - II)	536,770,874円
IV 発行済口数	324,126,757口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6561円
(1万口当たり純資産額)	(16,561円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額

(i) 資本金の額(2018年9月末日現在)

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。

(iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

② 委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(2018年9月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	54	297,768
単位型株式投資信託	2	6,441

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中



優成監査法人

指定社員
公認会計士
業務執行社員

本間洋一



指定社員
公認会計士
業務執行社員

石倉教典



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,190,923	656,253
前払費用	18,512	36,884
未収委託者報酬	233,608	502,468
未収運用受託報酬	8,533	—
繰延税金資産	3,150	9,353
その他	11,264	15,614
流動資産合計	1,465,992	1,220,574
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 53	※ 1,121
器具備品	※ 1,857	※ 1,446
有形固定資産合計	1,910	2,567
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	2,536	5,708
商標権	1,509	1,330
無形固定資産合計	4,113	7,105
投資その他の資産		
投資有価証券	—	913,644
関係会社株式	127,776	127,776
繰延税金資産	—	26,595
長期差入保証金	19,856	19,856
その他	—	3,360
投資その他の資産合計	147,633	1,091,233
固定資産合計	153,657	1,100,906
資産合計	1,619,650	2,321,480

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	477	4,011
未払金	222,657	455,275
未払手数料	198,172	419,007
未払法人税等	48,193	143,048
未払消費税等	8,854	33,817
流動負債合計	280,183	636,152
負債合計	280,183	636,152
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	909,254	1,315,376
利益剰余金合計	939,266	1,345,388
株主資本合計	1,339,466	1,745,588
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△60,260
評価・換算差額等合計	—	△60,260
純資産合計	1,339,466	1,685,327
負債純資産合計	1,619,650	2,321,480

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,661,953	3,207,709
運用受託報酬	45,489	16,380
投資顧問料	4,011	—
その他営業収益	—	4,500
営業収益合計	1,711,454	3,228,590
営業費用		
支払手数料	1,014,112	2,173,300
広告宣伝費	686	48,444
調査費	25,912	27,077
調査費	25,912	27,077
委託計算費	96,123	121,126
営業雑経費	13,344	23,392
通信費	827	1,208
印刷費	9,975	19,323
協会費	2,171	2,049
諸会費	49	183
その他営業雑経費	319	628
営業費用合計	1,150,178	2,393,341
一般管理費		
給料	134,722	156,504
役員報酬	27,378	44,607
給料・手当	107,343	111,896
交際費	75	169
旅費交通費	3,787	7,996
福利厚生費	19,124	20,444
租税公課	7,729	11,602
不動産賃借料	17,574	18,383
消耗品費	1,751	1,772
事務委託費	11,556	10,188
退職給付費用	4,300	4,578
固定資産減価償却費	1,973	2,422
諸経費	11,737	13,285
一般管理費合計	214,332	247,348
営業利益	346,943	587,900
営業外収益		
受取利息	55	19
為替差益	—	0
雑収入	923	602
営業外収益合計	978	622
営業外費用		
支払利息	13	—
為替差損	0	—
雑損失	—	486
営業外費用合計	13	486
経常利益	347,908	588,035
税引前当期純利益	347,908	588,035
法人税、住民税及び事業税	105,400	188,117
法人税等調整額	2,371	△6,202
法人税等合計	107,771	181,914
当期純利益	240,136	406,121

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	—	—	1,099,329
当期変動額								
当期純利益			240,136	240,136	240,136			240,136
当期変動額合計	—	—	240,136	240,136	240,136	—	—	240,136
当期末残高	400,200	30,012	909,254	939,266	1,339,466	—	—	1,339,466

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	400,200	30,012	909,254	939,266	1,339,466	—	—	1,339,466
当期変動額								
当期純利益			406,121	406,121	406,121			406,121
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△60,260	△60,260	△60,260
当期変動額合計	—	—	406,121	406,121	406,121	△60,260	△60,260	345,861
当期末残高	400,200	30,012	1,315,376	1,345,388	1,745,588	△60,260	△60,260	1,685,327

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
* 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 0千円	建物 110千円
器具備品 3,519千円	器具備品 4,024千円
合計 3,520千円	合計 4,135千円

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	1,190,923	1,190,923	—
(2) 未収委託者報酬	233,608	233,608	—
(3) 未収運用受託報酬	8,533	8,533	—
資産計	1,433,065	1,433,065	—
未払金	222,657	222,657	—
負債計	222,657	222,657	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無い場合、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	1,190,923
未収委託者報酬	233,608
未収運用受託報酬	8,533
合計	1,433,065

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	656,253	656,253	—
(2) 未収委託者報酬	502,468	502,468	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	913,644	913,644	—
資産計	2,072,366	2,072,366	—
未払金	455,275	455,275	—
負債計	455,275	455,275	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	656,253
未収委託者報酬	502,468
合計	1,158,722

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	
	(2)債券	—	—	
	(3)その他	—	—	
	小計	—	—	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	
	(2)債券	—	—	
	(3)その他	913,644	1,000,500	△86,855
	小計	913,644	1,000,500	△86,855
合計	913,644	1,000,500	△86,855	

3. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	24,133	—	486
合計	24,133	—	486

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)4,300千円、当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)4,578千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">364</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">2,409</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">376</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">22,703</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△19,552</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><hr/>3,150<hr/></td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	364	その他未払税金	2,409	その他	376	<hr/>		繰延税金資産小計	22,703	評価性引当額	△19,552	繰延税金資産合計	<hr/> 3,150 <hr/>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">19,114</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,752</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">2,301</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">26,595</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">299</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">55,501</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△19,552</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><hr/>35,948<hr/></td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	6,752	その他未払税金	2,301	その他有価証券評価差額金	26,595	その他	299	<hr/>		繰延税金資産小計	55,501	評価性引当額	△19,552	繰延税金資産合計	<hr/> 35,948 <hr/>
繰延税金資産																																											
電話加入権	438千円																																										
関係会社株式評価損	19,114																																										
未払事業税	364																																										
その他未払税金	2,409																																										
その他	376																																										
<hr/>																																											
繰延税金資産小計	22,703																																										
評価性引当額	△19,552																																										
繰延税金資産合計	<hr/> 3,150 <hr/>																																										
繰延税金資産																																											
電話加入権	438千円																																										
関係会社株式評価損	19,114																																										
未払事業税	6,752																																										
その他未払税金	2,301																																										
その他有価証券評価差額金	26,595																																										
その他	299																																										
<hr/>																																											
繰延税金資産小計	55,501																																										
評価性引当額	△19,552																																										
繰延税金資産合計	<hr/> 35,948 <hr/>																																										
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																										

(セグメント情報)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	273,228
SBI/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	183,987

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(毎月分配型)	489,935
SBI日本小型成長株選抜ファンド	472,434
SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ(年2回決算型)	347,593
SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	323,110

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(被所有) 間接 49.5%	不動産設備利用 役員の兼任	事務所敷金 の差入	—	長期差入 保証金	19,802

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託	販売委託 支払手数料	397,985	未払金	73,724

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社 (東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託・販促	販売委託 支払手数料	862,570	未払金	135,442
							広告宣伝費	1,495		

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社 (東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
1株当たり純資産額	36,597円44銭	46,047円21銭
1株当たり当期純利益	6,561円11銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	11,096円21銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
当期純利益(千円)	240,136	406,121
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	240,136	406,121
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見取の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

① 定款の変更

2018年6月20日付で、以下の変更を行いました。

イ. 公告を電子公告の方法により行う（ただし、電子公告による公告ができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日刊工業新聞に掲載して行う）。

ロ. 上記イ. の変更は2019年3月1日から効力が発生する。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー2015
約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

－運用の基本方針－

信託約款第 19 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、2015 年のターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてETF（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするETF（上場投資信託）および投資信託証券は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

(2) 投資態度

① 本ファンドは、ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

③ 当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 2%
- (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 4%
- (3) 先進国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 2%
- (4) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 11%
- (5) 新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 3%
- (6) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (7) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 4%
- (8) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 51%
- (9) リート指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (10) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (11) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 5%

合計 100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

2015 年の決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を 69%程度とし運用を行います。

④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

⑥ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。

⑦ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

⑧ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けま

す。

- ⑨ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
- ⑩ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
- ⑪ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益等（評価益を含みます）の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー 2015
信託約款

第 1 条 (信託の種類、委託者および受託者)

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下、「信託法」といいます。)の適用を受けます。

第 2 条 (信託事務の委託)

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1つの金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第22条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとし、

第 3 条 (信託の目的および金額)

委託者は、金46,822,349円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第 4 条 (信託金の限度額)

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第 5 条 (信託期間)

この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

第 6 条 (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第 7 条 (当初の受益者)

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第 8 条 (受益権の分割および再分割)

委託者は、第3条の規定による受益権については46,822,349口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

第 9 条 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約

為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第 10 条（信託日時異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第 11 条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した 1 つの振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 35 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

- ⑦前項により取得申込みの受け付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

第 14 条 (受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、
- ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条 (受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、第 14 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条 (投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

第 17 条 (運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定める E T F (上場投資信託証券) および投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第 18 条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

第 19 条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第 20 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 21 条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第 22 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 23 条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 24 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 25 条（有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

第 26 条（再投資の指図）

委託者は、第 25 条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

第 27 条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第 28 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 24 年 9 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

第 31 条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第 32 条（信託事務の諸費用等）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 33 条（信託報酬等の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産

の純資産総額に年 10,000 分の 44 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

第 34 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 35 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 36 条 (収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを

請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 35 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 37 条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）
受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 38 条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第 3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

第 39 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託元本が 3 億円を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかるとはならず、この投資信託において併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 45 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第 46 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 47 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

第 47 条の 2（運用報告書に記載すべき事項の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第 49 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 1 月 23 日（信託契約締結日）

平成 24 年 12 月 15 日（信託契約変更日）

平成 25 年 1 月 4 日（信託契約変更日）

平成 26 年 12 月 1 日（信託契約変更日）

平成 29 年 10 月 25 日（信託契約変更日）

委託者 SBI アセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

【附表】

第1条 信託約款第13条（受益権の取得申込単位および価額）および第38条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

- ・ ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの商業銀行の休業日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する別に定めるETF（上場投資信託証券）および投資信託証券は、次のとおりとします。平成30年12月現在。

1. 上場インデックスファンドTOPIX
2. シュワブ U.S. ラージキャップ ETF
3. バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
4. i シェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）ETF
5. バンガード・FTSE・エマージング・マーケット ETF
6. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップ ETF
7. バンガード・スモールキャップ ETF
8. バンガード・米ドル建て新興国政府債券 ETF
9. MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
10. MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
11. シュワブ U.S. リート ETF
12. IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF
13. i シェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト
14. i シェアーズ ゴールド・トラスト
15. SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETF

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー2025
約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

－運用の基本方針－

信託約款第 19 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、2025 年のターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として E T F（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とする E T F（上場投資信託）および投資信託証券は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

(2) 投資態度

① 本ファンドは、ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

③ 当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 3%
- (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (3) 先進国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 2%
- (4) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 17%
- (5) 新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 4%
- (6) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 11%
- (7) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (8) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 36%
- (9) リート指数に連動する投資対象ファンド 6%
- (10) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 6%
- (11) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 5%

合 計 100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

2025 年の決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を 69%程度とし運用を行います。

④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

⑥ 投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。

⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。

⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

- ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。
 - ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
 - ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
 - ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③ 株式への直接投資は行いません。
 - ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益等（評価益を含みます）の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー2025
信託約款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第2条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第3条（信託の目的および金額）

委託者は、金34,509,044円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条（信託期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第7条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については34,509,044口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約

為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第 10 条 (信託日時の異なる受益権の内容)

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第 11 条 (受益権の帰属と受益証券の不発行)

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した1つの振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条 (受益権の設定に係る受託者の通知)

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条 (受益権の取得申込単位および価額)

委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 第1項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第35条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

- ⑦前項により取得申込みの受け付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

第 14 条 (受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、
- ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条 (受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、第 14 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条 (投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとし、

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形
- 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

第 17 条 (運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定める E T F (上場投資信託証券) および投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第18条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

第19条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第20条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第21条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第22条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第23条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第24条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第25条（有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

第26条（再投資の指図）

委託者は、第25条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

第27条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第28条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 29 条 (受託者による資金の立替え)

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 30 条 (信託の計算期間)

この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日 (以下「該当日」といいます。) が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 24 年 9 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

第 31 条 (信託財産に関する報告)

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第 32 条 (信託事務の諸費用等)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下、「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用 (消費税等を含みます。) は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日 (ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。) および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日 (ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。) および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法)

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の

純資産総額に年 10,000 分の 44 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

第 34 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 35 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 36 条 (収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを

請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 35 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 37 条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）
受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 38 条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第 3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

第 39 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託元本が 3 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 45 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第 46 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 47 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

第 47 条の 2（運用報告書に記載すべき事項の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第 49 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 1 月 23 日（信託契約締結日）

平成 24 年 12 月 15 日（信託契約変更日）

平成 25 年 1 月 4 日（信託契約変更日）

平成 26 年 12 月 1 日（信託契約変更日）

平成 29 年 10 月 25 日（信託契約変更日）

委 託 者 SBI アセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

受 託 者 三菱UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

【附表】

第1条 信託約款第13条（受益権の取得申込単位および価額）および第38条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

- ・ ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの商業銀行の休業日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する別に定めるETF（上場投資信託証券）および投資信託証券は、次のとおりとします。平成30年12月現在。

1. 上場インデックスファンドTOPIX
2. シュワブ U.S. ラージキャップETF
3. バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
4. i シェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）ETF
5. バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
6. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップETF
7. バンガード・スモールキャップETF
8. バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
9. MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
10. MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
11. シュワブ U.S. リートETF
12. IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF
13. i シェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト
14. i シェアーズ ゴールド・トラスト
15. SPDR ポートフォリオ 新興国株式ETF

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー2035
約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

－運用の基本方針－

信託約款第 19 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、2035 年のターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてETF（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするETF（上場投資信託）および投資信託証券は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

(2) 投資態度

① 本ファンドは、ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

③ 当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 4%
- (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 6%
- (3) 先進国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 3%
- (4) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 22%
- (5) 新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (6) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 13%
- (7) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 7%
- (8) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 19%
- (9) リート指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (10) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (11) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 5%

合計 100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

2035 年の決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を 69%程度とし運用を行います。

④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

⑥ 投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。

⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。

⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

- ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。
 - ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
 - ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
 - ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③ 株式への直接投資は行いません。
 - ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益等（評価益を含みます）の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー2035
信託約款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第2条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとし、

第3条（信託の目的および金額）

委託者は、金22,288,803円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条（信託期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第7条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については22,288,803口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

第9条（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約

為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第 10 条（信託日時異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第 11 条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した 1 つの振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 35 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

- ⑦前項により取得申込みの受け付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

第 14 条 (受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、
- ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条 (受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、第 14 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条 (投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

第 17 条 (運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定める E T F (上場投資信託証券) および投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第 18 条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

第 19 条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第 20 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 21 条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第 22 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第23条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第24条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第25条（有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

第26条（再投資の指図）

委託者は、第25条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

第27条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第28条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 24 年 9 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

第 31 条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第 32 条（信託事務の諸費用等）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 33 条（信託報酬等の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産

の純資産総額に年 10,000 分の 44 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

第 34 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 35 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 36 条 (収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを

請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 35 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 37 条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）
受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 38 条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第 3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

第 39 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託元本が 3 億円を下回る場合となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかるとはならず、この投資信託において併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 45 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第 46 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 47 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

第 47 条の 2（運用報告書に記載すべき事項の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第 49 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 1 月 23 日（信託契約締結日）

平成 24 年 12 月 15 日（信託契約変更日）

平成 25 年 1 月 4 日（信託契約変更日）

平成 26 年 12 月 1 日（信託契約変更日）

平成 29 年 10 月 25 日（信託契約変更日）

委託者 SBI アセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

【附表】

第1条 信託約款第13条（受益権の取得申込単位および価額）および第38条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

- ・ ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの商業銀行の休業日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する別に定めるETF（上場投資信託証券）および投資信託証券は、次のとおりとします。平成30年12月現在。

1. 上場インデックスファンドTOPIX
2. シュワブ U.S. ラージキャップETF
3. バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
4. i シェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）ETF
5. バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
6. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップETF
7. バンガード・スモールキャップETF
8. バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
9. MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
10. MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
11. シュワブ U.S. リートETF
12. IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF
13. i シェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト
14. i シェアーズ ゴールド・トラスト
15. SPDR ポートフォリオ 新興国株式ETF

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー2045
約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

－運用の基本方針－

信託約款第 19 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、2045 年のターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個々人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてETF（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とするETF（上場投資信託）および投資信託証券は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

(2) 投資態度

① 本ファンドは、ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

③ 当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 5%
- (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (3) 先進国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 3%
- (4) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 27%
- (5) 新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 7%
- (6) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 16%
- (7) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (8) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 1%
- (9) リート指数に連動する投資対象ファンド 10%
- (10) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 10%
- (11) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 5%

合計 100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

2045 年の決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を 69%程度とし運用を行います。

④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

⑥ 投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。

⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。

⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

- ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。
 - ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
 - ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
 - ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③ 株式への直接投資は行いません。
 - ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益等（評価益を含みます）の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー2045
信託約款

第 1 条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第 2 条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとし、

第 3 条（信託の目的および金額）

委託者は、金14,062,347円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第 4 条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第 5 条（信託期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

第 6 条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第 7 条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第 8 条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については14,062,347口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

第 9 条（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約

為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第 10 条（信託日時異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第 11 条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した 1 つの振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 35 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

- ⑦前項により取得申込みの受け付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

第 14 条 (受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条 (受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、第 14 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条 (投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

第 17 条 (運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定める E T F (上場投資信託証券) および投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第 18 条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

第 19 条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第 20 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 21 条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第 22 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 23 条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 24 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 25 条（有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

第 26 条（再投資の指図）

委託者は、第 25 条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

第 27 条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第 28 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 24 年 9 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

第 31 条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第 32 条（信託事務の諸費用等）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 33 条（信託報酬等の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産

の純資産総額に年 10,000 分の 44 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

第 34 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 35 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 36 条 (収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを

請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 35 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 37 条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）
受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 38 条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第 3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

第 39 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託元本が 3 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかるとはならず、この投資信託において併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 45 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第 46 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 47 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

第 47 条の 2（運用報告書に記載すべき事項の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第 49 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 1 月 23 日（信託契約締結日）

平成 24 年 12 月 15 日（信託契約変更日）

平成 25 年 1 月 4 日（信託契約変更日）

平成 26 年 12 月 1 日（信託契約変更日）

平成 29 年 10 月 25 日（信託契約変更日）

委託者 SBI アセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

【附表】

第1条 信託約款第13条（受益権の取得申込単位および価額）および第38条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

- ・ ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの商業銀行の休業日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する別に定めるETF（上場投資信託証券）および投資信託証券は、次のとおりとします。平成30年12月現在。

1. 上場インデックスファンドTOPIX
2. シュワブ U.S. ラージキャップETF
3. バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
4. i シェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）ETF
5. バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
6. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップETF
7. バンガード・スモールキャップETF
8. バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
9. MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
10. MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
11. シュワブ U.S. リートETF
12. IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF
13. i シェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト
14. i シェアーズ ゴールド・トラスト
15. SPDR ポートフォリオ 新興国株式ETF

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー2055
約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

－運用の基本方針－

信託約款第 19 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、2055 年のターゲット・イヤー※を想定し、運用の時間経過とともに資産配分を変更することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

※ターゲット・イヤーとは、個人が想定するライフイベント（退職など）の時期を意味し、本ファンドにおける安定運用開始時期を指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として E T F（上場投資信託）及び投資信託証券への投資を通じて、国内株式、先進国株式、新興国株式、オルタナティブ資産（ヘッジファンド、コモディティ、リート（不動産投資信託））及び日本債券及び世界の国債等、広範な各資産クラスへ分散投資します。

なお、投資対象とする E T F（上場投資信託）および投資信託証券は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

(2) 投資態度

① 本ファンドは、ターゲット・イヤー（安定運用開始時期）に向けて、安定資産の投資割合を高め、徐々に安定運用に移行します。

② 株式や債券等の伝統的資産と値動きが異なる、オルタナティブ資産もポートフォリオに組入れることで、信託財産の安定的な収益獲得をめざします。

③ 当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。

- (1) 日本の株式指数に連動する投資対象ファンド 8%
- (2) 先進国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 11%
- (3) 先進国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 6%
- (4) 新興国の大型株式指数に連動する投資対象ファンド 40%
- (5) 新興国の小型株式指数に連動する投資対象ファンド 10%
- (6) 新興国の債券指数に連動する投資対象ファンド 0%
- (7) 先進国の債券指数に連動する投資対象ファンド 0%
- (8) 日本の債券指数に連動する投資対象ファンド 0%
- (9) リート指数に連動する投資対象ファンド 10%
- (10) ヘッジファンド指数に連動する投資対象ファンド 10%
- (11) コモディティ指数に連動する投資対象ファンド 5%

合計 100%

ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視した運用を行います。ターゲット・イヤーに接近するにしたがって、収益性資産（株式等）への投資割合を徐々に減らし、安定性資産（債券等）の比率を高めることでファンド全体のリスクを徐々に減らしていきます。

2055 年の決算日の翌日を「安定運用開始時期」とし、それ以降は債券への投資割合を 69%程度とし運用を行います。

④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、3ヶ月に1回基本投資割合へ戻す調整を行います。

⑤ 基本投資割合の変更については、家計や市場の構造変化等を考慮して、原則として年に1回行います。

⑥ 投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルについては、原則として5年に1回見直しを行います。

⑦ 当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たなETFまたは投資信託証券を組入れる場合があります。

⑧ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

- ⑨ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。
 - ⑩ 投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。
 - ⑪ 外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
 - ⑫ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③ 株式への直接投資は行いません。
 - ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益等（評価益を含みます）の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
セレブライフ・ストーリー2055
信託約款

第 1 条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第 2 条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた1つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとし、

第 3 条（信託の目的および金額）

委託者は、金12,560,887円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第 4 条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第 5 条（信託期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

第 6 条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第 7 条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第 8 条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については12,560,887口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

第 9 条（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約

為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第 10 条（信託日時異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第 11 条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した 1 つの振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円単位または 1 口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 35 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

- ⑦前項により取得申込みの受け付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

第 14 条 (受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条 (受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、第 14 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条 (投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

第 17 条 (運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主として別に定める E T F (上場投資信託証券) および投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第 18 条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

第 19 条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第 20 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 21 条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第 22 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第23条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第24条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第25条（有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

第26条（再投資の指図）

委託者は、第25条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

第27条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第28条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 9 月 15 日から翌年 9 月 14 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 24 年 9 月 14 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

第 31 条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第 32 条（信託事務の諸費用等）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 33 条（信託報酬等の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産

の純資産総額に年 10,000 分の 44 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

第 34 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 35 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 36 条 (収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを

請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 35 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 37 条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）
受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 38 条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第 3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

第 39 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託元本が 3 億円を下回る場合となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかるとはならず、この投資信託において併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 45 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第 46 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 47 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

第 47 条の 2（運用報告書に記載すべき事項の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第 49 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 1 月 23 日（信託契約締結日）

平成 24 年 12 月 15 日（信託契約変更日）

平成 25 年 1 月 4 日（信託契約変更日）

平成 26 年 12 月 1 日（信託契約変更日）

平成 29 年 10 月 25 日（信託契約変更日）

委託者 SBI アセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

【附表】

第1条 信託約款第13条（受益権の取得申込単位および価額）および第38条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

- ・ ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの商業銀行の休業日

第2条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条（運用の指図範囲等）に規定する別に定めるETF（上場投資信託証券）および投資信託証券は、次のとおりとします。平成30年12月現在。

1. 上場インデックスファンドTOPIX
2. シュワブ U.S. ラージキャップETF
3. バンガード・FTSE・ヨーロッパETF
4. i シェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）ETF
5. バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
6. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップETF
7. バンガード・スモールキャップETF
8. バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF
9. MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
10. MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
11. シュワブ U.S. リートETF
12. IQ ヘッジ マルチストラテジー トラッカーETF
13. i シェアーズ S&P GSCI コモディティ・インデックス・トラスト
14. i シェアーズ ゴールド・トラスト
15. SPDR ポートフォリオ 新興国株式ETF